

明治廿五年三月廿六日第三種郵便物認可風俗畫報第二百四十四號  
 每月二回(十部)發行○明治廿二年二月初號出版明治卅五年一月廿五日發行

東陽堂發賣圖書

農地實地調査編纂  
**大日本地質全圖**

比例尺百萬分の一  
 再版 全一册

大日本地質全圖

正 無仕立 金四圓五十錢 小包 二百目迄  
 折本仕立 金五圓 小包 二百目迄  
 價 軸仕立 金六圓 通運便

大日本地質全圖

正價 金一圓六十錢 小包 二百目迄  
 洋全一册

本圖は全國地質の構造及頑布、火山の配置、山脈の趨勢、金屬、鑛山、石炭、石油、鑛泉、有用鑛床及鑛泉等の位置を精密に十五種の彩色を以て明示したる者加之説明書は重要な鑛山、炭田、油井等には一々鮮明なる彩色地質圖を挿みて説明したる者なり  
 比例尺百萬分の一  
 十五枚綴  
 全一册

飯山七三郎先生著

○大日本豫察地質圖 全國五部

比例尺四十萬分の一  
 正價一部二付和文歐文共各金三圓廿錢 小包 二百目迄

○大日本豫察地形圖 全國五部

比例尺四十萬分の一  
 正價一部三付和文金二圓八十錢 郵稅金二錢 小包 二百目迄  
 歐文金二圓六十錢 郵稅金二錢

○大日本地形詳圖 全國九十五部

比例尺二十萬分の一  
 正價一部二付和文金三十錢 郵稅金二錢 歐文金三十五錢

○大日本地質詳圖 全國九十五部

比例尺二十萬分の一  
 正價一部二付和文歐文共各金四十五錢 郵稅金二錢

○地產要覽圖 全一册

洋本仕立正價金二圓三十五錢 小包 四百目迄

○大日本臺灣地圖 全一册

實測者入江英著  
 正價金二十五錢 郵稅金二錢

○大日本鐵道線路全圖 全一册

遞信省鐵道局御藏版  
 正價金一圓五十錢 郵稅六錢

臨時增刊 風俗畫報

第二百四十五號

大日本地圖

卷之三

明治三十三年一月二十日 東陽堂發行

新撰東京名所圖會

草津三編





芝區之部 其二

●金 杉

◎位 置  
金杉、南は金杉濱町、西は入間川に沿ひ西應寺町に接し、北は新堀町に、東は新堀の流域並に金杉川口町に隣れり。東海道線は、東北より西南に町内を貫きて、町端金杉橋より、同芝橋に達す、其間、左右市團の地なり。四箇丁目ありて、番地を左の如く區分せり。

- 一丁目 自一番地至二十四番地
- 二丁目 自一番地至三十四番地 但し九番地缺
- 三丁目 自一番地至三十七番地
- 四丁目 自一番地至四十二番地 但し六、七及九より十番地迄の間之を缺きたり。

◎町名の起原

以前は金杉通と稱しつ、明治二年通の字を省きぬ、往昔金洲崎又は音便にて金曾木と書せり。府内備考戊子の書上に云、「當町之儀、往昔金洲崎と唱舊地名之由元在郡に屬候處何之頃豊島郡に混し候哉且金杉と改候儀年月相知不申候音便にて金曾木共唱候由に御座候當所異之方一圓海邊故金洲崎と唱候由右之趣承傳候當所町數十一箇所有之東は金杉川口芝濱町を境西は諏訪伊勢守様御中屋敷南は芝町を境北は芝土手跡町芝濱松町四町目金杉川を境金杉町と號候」又、「總鹿子に云、金杉町、芝の大通なり、四丁あり、亦下谷に同じ名あり。」と見ゆ、下谷の金杉とは、根岸の末なり、今、北豊島郡日暮里村に屬す、而して之を區別せんが爲め、芝の字を冠して呼名とす。東海道線、芝の大通な

るを以て、金杉通と唱へ、府内備考にも、金杉通一丁目、二丁目など之を載せたるが、一に金杉町の名になむ呼びつるよな、明治二年、同町町、金杉裏一三三四五丁目の内及西應寺町の内を之に合併し、且、町といはず、通とせず、芝金杉の三字に書く。

◎景 況

東海道線は、町内を横斷して金杉橋より芝橋に達す。近年市區改正を行ひ、人道車道を分ち、又、品川馬車鐵道、鐵軌を布設して往復せり。商況殷賑ならざるも、また是、市街地たり。町内に代用龍和小學校及び安樂寺、壽林寺あり。

●金杉橋

金杉橋は、芝金杉一丁目より芝濱松町四丁目に通ず、東海道線の要路にして、赤羽川の下流、金杉川に架せり。木造の橋梁、橋前橋後、各四箇の石造の角柱ありて、同質の袖塀を設く、素木造鎮打の欄干高く築かれたれば、風雨の痕、繁しと雖も、猶堅牢なるを覺ゆ。

府内備考に云、金杉橋、長十一間餘、幅四間、又云、金杉橋は金杉町より赤羽川に架せる橋なり、昔は土橋なりしが、延寶三年より板橋に改めらる。

橋北に巡查派出所あり、品川馬車鐵道は、橋臺に鐵軌を布設して、幾往來しつ、車掌は金杉とこと叫び、橋南に停車すれば、其便なることいふまでもなし。

●金杉川口町

◎位 置  
金杉川口町、東北は金杉川に沿ひ、東南は金杉新濱町に隣し、西南は金杉濱町、西北は金杉一、二丁目に接す、一番地より二十八番地に至る。

◎町名の起原

明治二年、金杉裏一丁目、同二丁目と呼びつる町の各一部分を合併して一箇町を組織し、金杉川の川口なる町地なりとの意義を以て、新たに今の町名を加へたり。

◎景況

金杉通の裏にして河岸地なればにや、釣船、網船宿多し。町内に櫻石製鐵所及び金杉鐵工場あり。

◎金杉濱町

◎位置

金杉濱町、南は金杉新濱町に隣り、西は金杉四丁目に、其一角纜かに入間川に沿ひ、北は金杉二丁目、同三丁目に、東は金杉川口町に接したり。一番地より七十四番地に至る。

◎町名の起原

府内備考云、「金杉濱町、當町濱邊に付濱町と唱候由。明治二年、金杉裏四丁目、同五丁目の内及び西應寺町の内を之に合併し、同五年、更に寺地をも之に編入せり。

◎景況

町内に寺院多し。曰く

- 法圓寺 經覺寺 安樂寺 了善寺 圓珠寺
- 正傳寺 常瑞寺 勸勝寺 徳念寺 存明寺
- 向陽寺

以上十一箇寺となす。又、里見小學校並に松浦鐵工場あり、其新濱町に對する一面は、木柵を用ゐて鐵道線路と境界を分ち、兩町を連接する踏切には、作業局の制札を建て、揭示す。此邊昔の砂濱にしあれば、土質は砂にして、囂殻を露出す。入間川沿岸の地には、漁業を營むものあり。

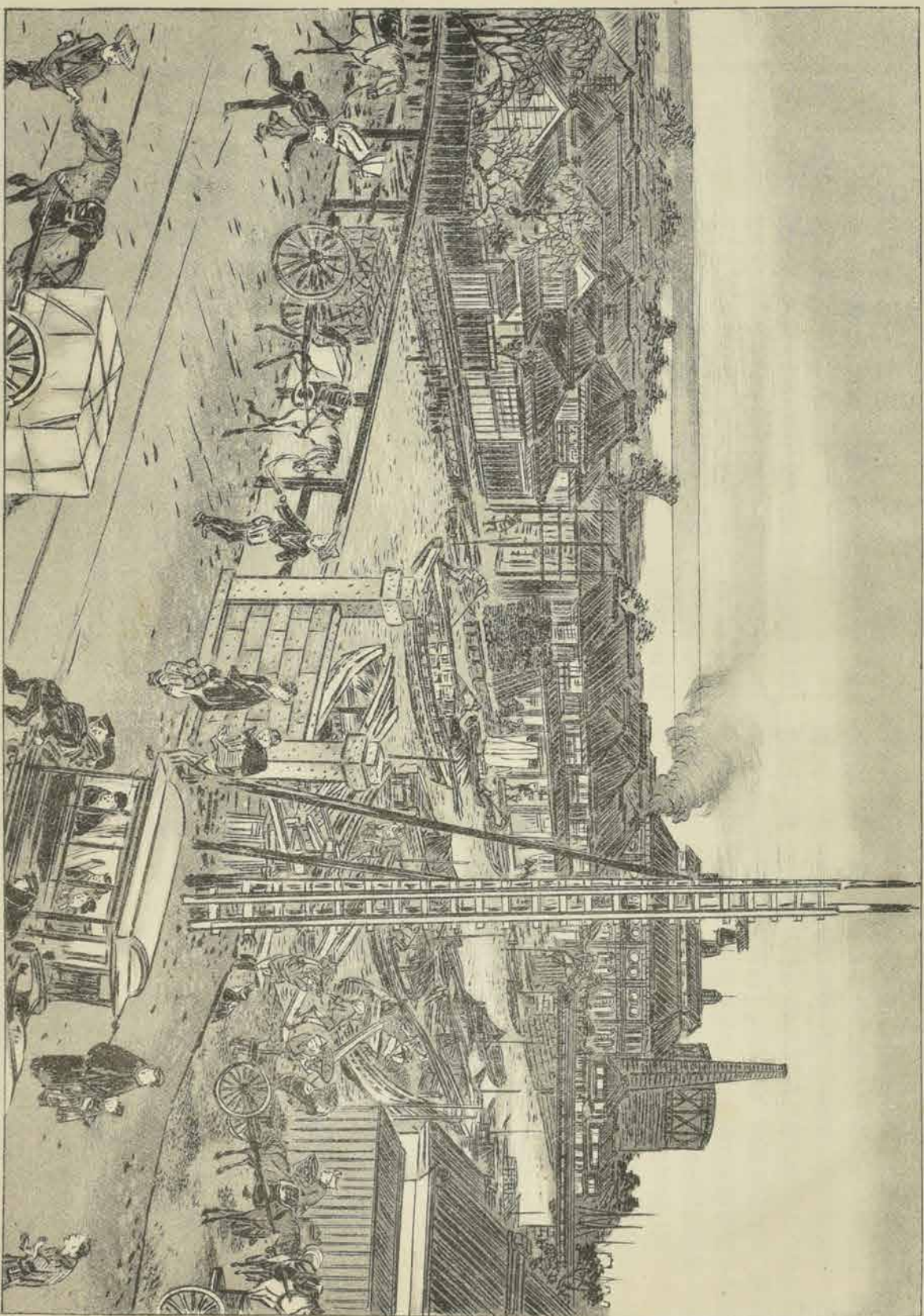
◎毘沙門堂

毘沙門堂は、芝濱町四十七番地、法華宗、松林山正傳寺内に在り。毎月寅日の縁日には、賽客群集せり。

増補江戸砂子に云、松林山正傳寺、法華宗、中山末、金杉、毘沙門天、傳教大師の作、靈驗の像にて、毎月寅の日は、とりわけ參詣群集す、近年正月初寅に詣るものは、大かた芝神明に詣、かの門前にて燧石をもとめて歸る、これは洛北鞍馬山毘沙門に、正月初寅に詣るに燧石を賣る畚あるしといふも、此日なり、そのまねびなり。日親堂、日親上人の像を安置す、是又靈驗ありと云。

江戸名所圖會に云、金杉の通り東の方の横小路にあり、松林山正傳寺といへる中山派の日蓮宗の寺境にあり、本尊は傳教大師の作にして、後、日親上人再び點眼供養するとぞ、牲右は攝州梶折色一乗寺といへる寺にありしかとも、僻地にして結縁の人少し（一乗寺は金仙寺といひし眞言の密場なりしを日親上人の弘教に歸して本化の宗に改む）依て寛文の頃、衆生化益の爲、日親上人こゝに移し奉るとなり、靈驗感應の著しき事は寺記に詳なり、故に參詣の貴賤日に多く、寅日は殊に群集せり。（正月初の寅日參詣の人、大方は芝の神明宮の門前にて燧石をもとめて歸る輩あり、洛北の鞍馬山の毘沙門天へ正月初の寅日詣する輩、燧日を買て家土産とす、これを畚あるしといふ、これに準ふといふ。）日親堂（日親上人の像を安ず、靈驗著るし。）

東都歳事記に云、芝金杉二丁目正傳寺、正五九月の寅日開帳あり、參詣の諸人初寅の日、洛の鞍馬詣に比して歸路に芝神明宮の門前にて、ひうち石を求めしか、いまは此事少し、今日詣人へむかて小判を與ふ。



橋本金芝

○網干場

芝金杉及本芝邊は昔の漁村にして、舊幕府の頃までも、こゝに大なる網干場ありたり。

府内備考、金杉通一丁目名主の書上に云、「古代過半漁師而已住居仕儀に付、天正十八年寅年御入國以來御膳御菜御肴毎月四度宛獻上仕、芝浦御成之節、番船二艘宛差出、御城米引船其外、都而浦方御役相勤、漁船之員數に不拘、年々船役銀亦三貫八百文宛、御代官御役所に上納仕候、依之漁師共、爲網干場於金杉濱邊一反九畝歩之場所並金杉川の末河岸通に而九畝廿一步之地所被下置候、右一段九畝歩之場所は外より望入有之候に付、貞享三寅年御年貢地に仕度段、御代官伊奈半左衛門權御役所に奉願、一反に付永二百文宛年々上納仕候、且又何國の浦々え罷越漁業仕候而も差障爲無之、元祿九年六月伊奈半十郎様御役所より爲船印一艘に木綿紺地に白ニツ引染抜の小幟一本、御燈印札百三十枚御渡被下置候處、年々漁師共相減、其上度々類焼之節、幟御燈印札共焼失仕、當時幟三十本、御燈印札五十二枚、銘々漁師共所持仕候、前書之通追々漁師共相減、御年貢並船役銀御菜御肴獻上、其外右御役之廉々、相勤兼候に付、金杉町惣家持共引請相勤申候、然る處、年々多分の出銀故、家持共難義仕候、右體漁師共相減候上は濱邊網干場斗にて用辨相濟、金杉河岸通網干場は不用に付、家持共右御役相勤候助成地に仕度段、享保七寅年四月、御代官伊奈半左衛門權御役所に奉願候處、同九辰年六月願之通被仰付、一反に付御年貢永四百文の積を以て上納候處、右場所金杉町石高の外に付、寶曆十一巳年五月右御役所に御高入奉願候へば、願之通被仰付、増御年貢共、一反に付永五百六十七文宛上納致、家持共抱屋舖に仕、右之地所、貸付上り高之助成を以、

御役向無滞相勤申候、然御菜御肴獻上之義、以來代錢を以て上納可仕旨、御代官伊奈右近將監藤元御役所より被仰渡、寛政四十年より年々御菜代錢五十貫五百文宛、惣家持共より相納申候、同十一年六月御代官大貫治右衛門様御役所に家持總代一人、漁師頭二人、名主一同被召出、近國出水之節、御救船六艘差出候様被仰渡、船印木綿白地に赤ニツ引染抜、小幟六本、同印付候高挑灯六張御被下置候、猶又文政三辰年九月右役所に漁師頭一人、名主一同被召出、御救増船二艘、都合八艘差出候様被仰渡、右船印幟高挑灯並御用船之節、爲御手當船二十二艘御渡被下置候、金杉通一丁目始同所片町まで十一ヶ所御役の起立に御座候。

將軍家御膳御菜御肴として毎月四回宛芝浦の珍産を獻じ、且海濱御成の節は番船を磯し、又城米引舟の役までも勤められたれば、網干場に使用すべき地を賜はり、併せて津々浦々の漁業權を特許せられたりとおぼゆ。後年江戸繁榮に及び、追々人家稠密の巷となれるより網干場を縮少して年貢地に引直し、漁民亦其數を減じたるより獻上の御肴も次第に代錢を以て上納するに至りぬ。されど從來の漁師町なれば、御救船の御用など勤めたりしこと、此書上にて、明瞭ならむ。

又本芝の名主が書上に云、

本芝海附濱邊元網干場之義は、本芝町通四町家持抱地。

長延百九十一間幅十間、此反別六反三畝廿步、此石高七石

三合三勺

同所新網干場

長延百九十一間幅凡七間半程、此反別四反七畝廿二步、

但見取地に付御高入無御座候。

安政の江戸切繪圖を見るに、今の

金杉四丁目 自二十七番地至三十五番地。

本芝一丁目 三十一、三十三番地。

同 三丁目 十九、二十番地。

同 四丁目 自二十五番地至三十四番地。

此地を砂濱と載せたり。方今本芝の南海岸は砂濱にあらざるも、漁師及び魚問屋多く、東海道線の汽車は、海中に鐵軌を布設したるより、汐入の堀の如き地形に變じたるも、漁船舳を衝みて朝夕に纜を繋ぎ、網中の容、濺刺たるの邊、牆の如く壁の如く、幾重に折廻はしたる海苔干場あり、風、魚香を送て生臭し。

### ●金杉新濱町

◎位 置

金杉新濱町、東北は金杉川に沿ひ、正北及び西北の地は東海道鐵道線路を隔て、金杉川口町、金杉濱町に堺し、一角入間川に甌す、而して正南、西南、東南の地は、濠碧天に連れる東京灣に面す。一番地より十三番地に至る。

◎町名の起原

安政の江戸切繪圖を見るに、松平肥後守下屋敷並に其陣屋と載せたり。後、佐倉、小城、鹿島の三藩邸となりぬ。明治五年、之を合併して、新に町名を命ず、濱海の地なるより、金杉濱町に對し、新の一字を加へたるなり。

◎景 況

芝浦に面し、風光絶佳の境なり。見晴亭、大野家を始め、綺樓碧巖を列ぬ、日夕絃歌の聲を聴く。又、渡邊八右衛門、田健治郎氏等の邸宅、其間にありて、樹木翠なり。芝浦製作所は、耐震鋼鐵の煙突高く、黒煙を中天に漲らし、龍の如く虹の如し、町内に潮干稻荷の祠あり。

### ●芝浦の酒樓

芝浦風光の尤絶なる地を相し、芝橋を中心として海岸到る處、高樓を起し、酒亭を構へ、簾を捲けば房總の諸山、盃盤の上に落ちて、風を孕める沖の白帆は、欄干を摩して征歸せむとす。沉んや、是、海味の鮮なるをや、大磯、小磯の勝、須摩、明石の景、必竟、半日の消閑に適せず、貴賤多く芝浦に酌むもの故あるかな。

大の家 金杉新濱町九番地 料理店

見晴亭 同 十二番地 割烹店

芝浦海水浴 同 一番地 温泉及旅館

松 金 金杉四丁目十五番地 饅 屋

大光館 本芝一丁目廿二番地 料理店

芝浦館 同 鑛泉浴場及料理店

いけす 同三丁目廿番地 料理店

かめや 金杉新濱町 鳥料理

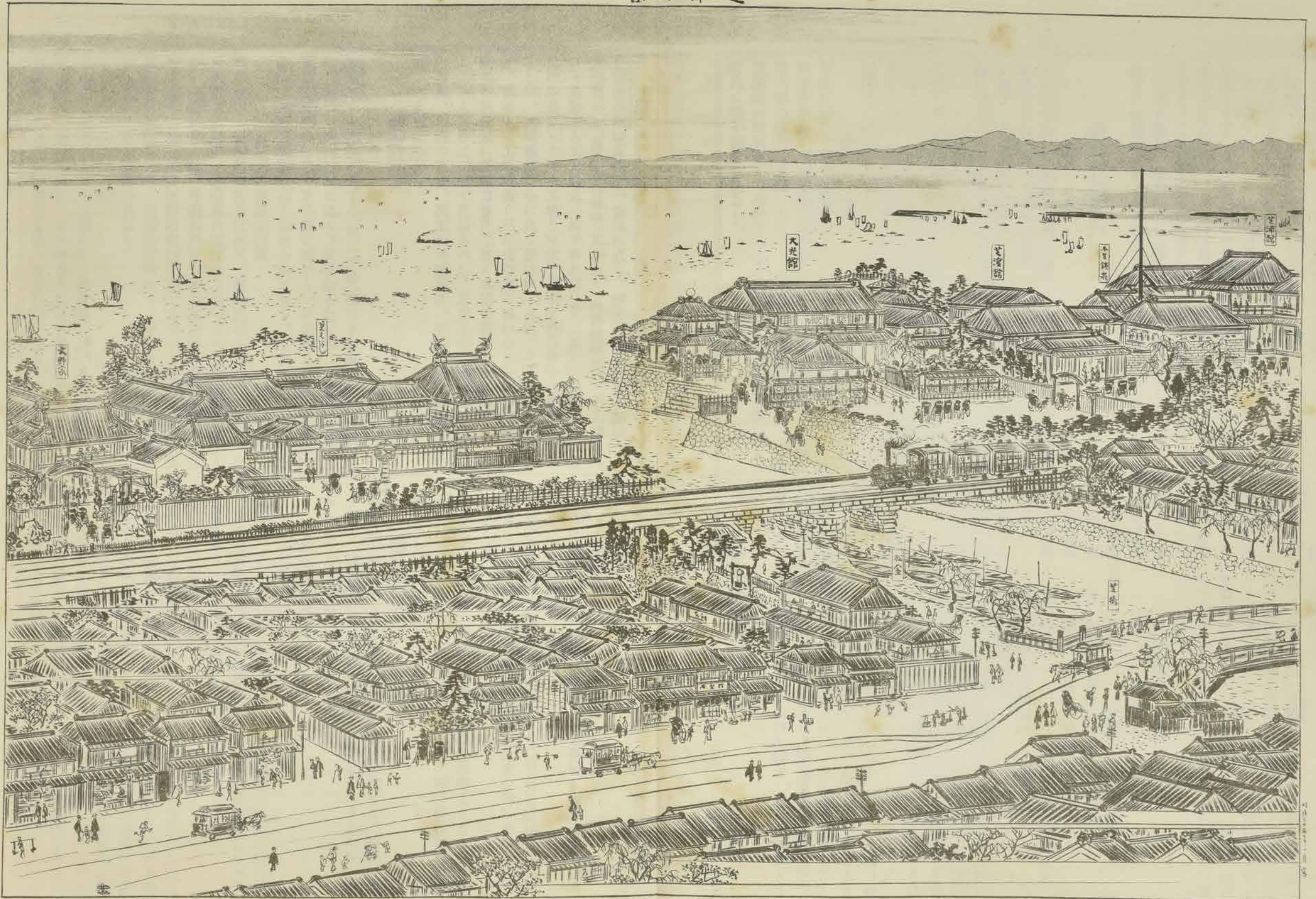
松金は芝橋の袂にあり。大野家、見晴亭、芝浦海水浴は入間川の東、鐵道線路の階切を踰へて樓、海岸に聳ゆ、大光、芝浦の二館は川を隔て、其西に在り、共に海岸にして、舟を繋ぐを得べし。殊に大光館は其邁鐵軌の下に通ず、甲是乙非は論つらばされ、風流雅致を極めたるもの多し。

三伏の候、納涼の季を以て、最も適切の地なりとす。海風、堂に吹き滿つるの時、浴衣軽く舞ひて、氣、爽快、秋に似たるものあらむ。晚來、電燈の光白く、煌々閃々、花の如く、珠の如く、不夜城を幻出し、絃歌の響四壁に湧く。近年兩國の川開に準へ、海中に船を泛べ、煙花師を聘して其技を演せしむ、毎歲例となれり。

### ●芝浦製作所



芝浦之景





芝浦製作所は新濱町一番地に在り、煉化石造の工場十數棟、一大煙突あり、高く天に聳ゆ、文字あり、耐震鋼鐵製云々と讀まる。日々通勤する工夫職夫、約千名と稱せり。同所は初め田中久重氏の所有にして田中工場と呼び、海軍省の造船用具を製作し來りしが、其規模甚だ小に且つ振はず、明治二十六年十二月に至り、故ありて工場は全く三井氏の有に歸しぬ。内部の構造職工就業の狀態並に製作力等は、曾て本誌第百十六號に掲載するところありたれば、就て見給ふべし。其後工場の増築、機械器具の發展、技師の更迭、職工の増減等は、精査の上、拾遺の部に於て之を補はむかな。

### ●新堀町

◎位 置

新堀町、南は金杉一丁目、同二丁目、同三丁目及び西應寺町に接し。西は三田四國町に隣り、北は松本町に接し赤羽橋に及び、東は赤羽川に沿ひ、芝公園に對せり。一番地より四十三番地に至り、其間三番地及四十番地を缺きたり。

◎町名の起原並沿革

明治五年、金杉同明町を改めて、新に此稱を加ふ。赤羽川一に新堀の名に呼ぶ、其沿岸の地なるを以てなり。又舊松平修理大夫、遠藤民部大輔、丹羽長門守、織田安藝守及薩州屋舖の一部分と幕士の邸宅並に河岸の空地を之に合併せり、翌年、大垣藩邸の趾に劇場を設け、河原座といへり、今はなし。赤羽川に沿ふところ、新堀河岸の名あり。

◎景 況

市街あり、宅地あり、工場あり、河岸地には、木材、石材、竹材、米鹽、薪炭商多く、太だ繁榮を極む。町内に御嶽神社、起廢病院、國友工場、前島工場、龜井工場、笠井工場並に報効義

會東京支部等あり。

### ●將監橋

將監橋は新堀町より土手跡町に通ず、芝園橋と金杉橋の間の木橋にして、おなじ流に架せり。

江戸砂子に云、將監橋、新堀にかゝる、増上寺表門前の通。同書補に云、むかし岡田將監殿やしき、此東の角にあり、故にいふとぞ。

府内備考、金杉橋の次條に、將監橋は金杉橋より西の方、増上寺片門前より同じ川に渡せり、昔此橋の側に岡田將監の屋敷ありしゆゑ、呼名とすといふ。

### ●芝園橋

芝園橋は新堀町より芝公園に通ず、赤羽川に架せり。鑄鐵の欄干を施す。橋名は芝公園の橋なりとの意義をとれりとかや、市區改正に方りて、新設したるものとす。

### ●西應寺町

◎位 置

西應寺町、南は金杉四丁目及び入間川に、西は入間川に沿ひ且又三田四國町に接し、北は新堀町に接し、東は新堀町と金杉三丁目に隣り。一番地より六十四番地に至る。

◎町名の起原

府内備考云、當町起立之儀は天正十九卯年十一月西應寺を被下置候境内拜領地之内に當町西應寺領分と相唱慶長十二年申中町家作御免に相成寛文二年申中町奉行渡邊大隅守權越長門守權御勤役之御町方御支配に相成元町家作御免に相成候儀何れの御役所より被仰付候義年久敷相成書置等燒失任相分り不申古來西應寺町と唱古町と申傳門前と相唱不申云々。西應寺受領の地を町地となせしより此名あり、西應寺は今尙存せり。

◎景況

金杉三四丁目の裏にして、廻橋より將監橋に通ずる道路は、市塵の形をなせり。町内に西應寺、淨林寺、法泉寺及び吉村工場あり。

●田中山西應寺

田中山西應寺は、西應寺町二十五番地に在り。淨土宗にして、三緑山増上寺の末なり。

江戸砂子に云、田中山相福院西應寺、増上寺末、寺領十名、金杉、人皇九十五代後光嚴天皇應安元年草創、開山明賢上人、中興第十六世存問和尚、本尊阿彌陀、惠心作、鎮守正一位稻荷

天正年中台駕當山に入御まし、開基の來由御尋ありて、寺領御寄附まします、存問和尚の時、鈞命によりて一夏九旬の申法糧をたて、一百餘人の所化を引て、宗風の實際を示さる、當寺應安の開基よりこのかた、三百餘歳に及び、境内も廣し。朝日の松 けさかけ松 火除松 境内にあり。同書補に云、寶曆の末、當時回祿にかゝりて、此松も焼たりとぞ。

塔頭 定林院 善受院 正定院

新編江戸志に云、田中山相福院西應寺、淨土増上寺末、寺領十石、本芝、名所談云、當寺は應安元戊申年仲秋比、明賢上人初て開基し給ふ所なり、開山明賢上人は應永五戊寅年黃鐘十日に遷化、歳八十六、云々。

江戸名所圖會に云、田中山西應寺、金杉の通りより西の裏にあり（門前を西應寺町と呼ぶ）淨土宗にして三緑山に屬す、支院三字あり、本尊阿彌陀如來の像は、慧心僧都の作なりと云傳ふ、應安元戊申の年、明賢上人草創す、明賢上人は應永五年

戊寅黃鐘十日に遷化す、年八十六歳といへり。天正の頃大將軍家當寺に駕を任させられ、寺領御寄附ありしかば、學徒朝夕の助成にして、學道盛なり。又當寺十六世存問和尚一宗の碩學にして、當時法門の龍家、學道の麟鶴なりければ、大將軍家深く崇敬まし、けるにより、台命に依て一夏の間法幢を建、二百餘人の衆僧に宗風の法意を示すべく、念佛三昧、他方往生のをしへ日々大いに弘れり。

●廻橋

廻橋、入間川の入堀に架す、木造、西應寺町より本芝材木町に通ず。以前、西應寺橋と唱へたりしが、近年、今の名に改められぬ、現在のものは、明治三十四年十二月成の刻あり。

●本芝

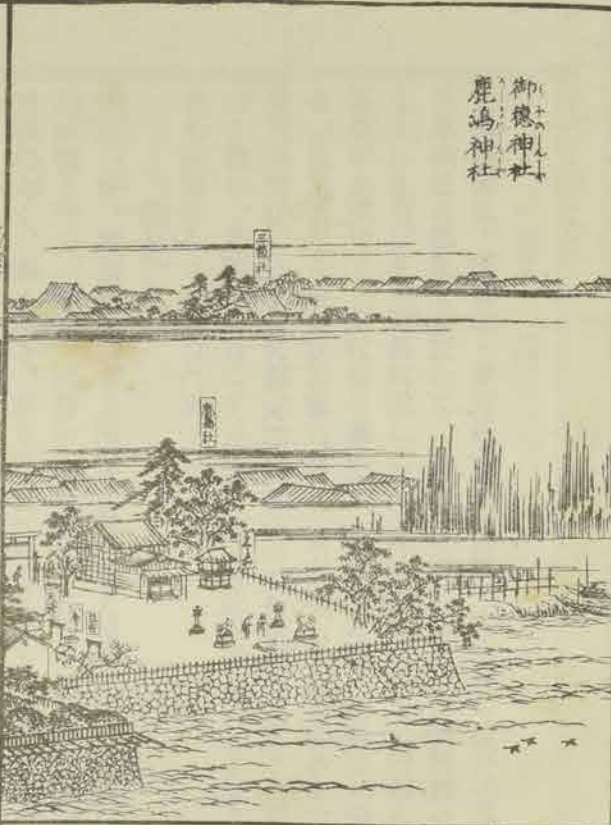
◎位置

本芝、東は芝橋を限りとし入間川に沿ひ、西は田町一丁目に接し、北は入横丁、下夕町、材木町に隣し、南は芝浦に臨めり。一丁目より四丁目に至り、番地を左の如く區劃す。

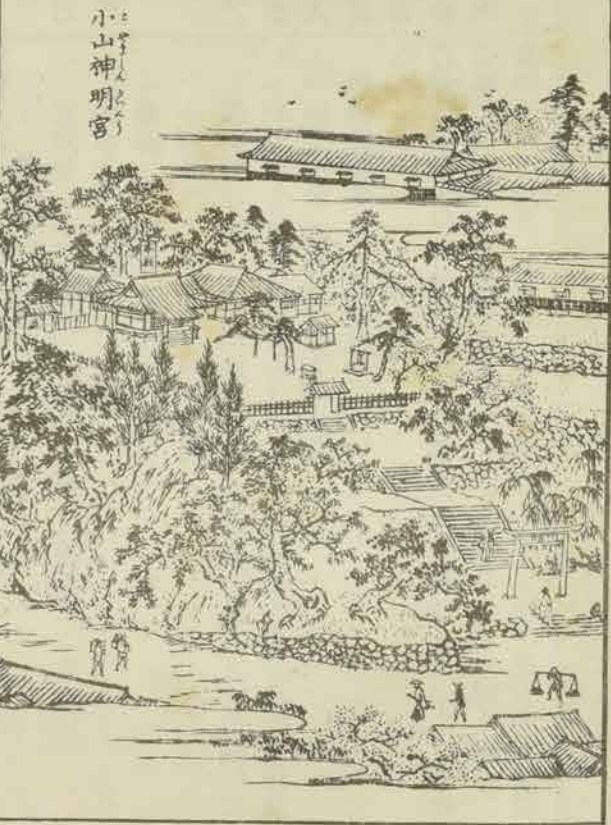
- 一丁目 自一番地至三十三番地。 二二、二九缺。
- 二丁目 自一番地至三十八番地。
- 三丁目 自一番地至二十番地。
- 四丁目 自一番地至三十五番地。 九、一〇缺。

◎町名の起原

往時の芝村なればとて。本芝の名に呼ぶ、明治五年、舊大村藩邸及び幕士の地を之に合併したり。



御徳神社 鹿嶋神社



小山神明宮



金杉 毘沙門堂

奉獻毘沙門天王



春日明神社

◎景況

東海道線は、芝橋より田町札の辻、高輪元大木戸に通ず。品川馬車鐵道は鐵軌を布設して、東に奔り西に走る。昔は繁盛の巷なりしならむも、道路狹隘にして、人家の軒は傾き、纒かに市塵の形を成せり。其北側の裏には、御穂神社並に法音寺、宗光寺、正念寺あり。南側は芝浦に面し、魚市場、鹿島神社あり、入間川の落口には、大光館、芝浦館等の料理海水浴場ありて、新濱町に對し、其繁榮を共にす。新道には妓屋軒燈を列ねたるなど、幸ち海にありと知られぬ。

●芝浦

芝區の南、東京灣に面する海岸一帯の地を總稱して、芝浦、又、袖が浦と呼ぶ。海面、風靜かに、波穩やかに、織成せる漣漪は青樓の如く、森々漫々、眼も遙かに眺められて、遠く地平の線を劃し、房總の諸山、霞の中に隱見出沒、浮島かと思はる舢舨、呼べば應ふる六箇の臺場、海岸風光の佳絶なる、推して東京第一の地と稱せり。

江戸名所圖會に云、本芝町の東の海濱をいふ、芝口新橋より南、田町の邊迄の總名なり。(中略)此地を雜魚場と號け、漁獵の地たり、此海より産するを芝肴と稱して、都下に賣せり。回國雜記に云、芝の浦といへる所にいたりければ、鹽屋のけふりうちひきて物淋しきに、鹽本はこふ舟ともを見て、

やかぬより藻汐の煙名にそ立

舟にこりつむ芝の浦人

道興准后

月に、雪に、あるひは、雨に、風に、浦曲の景色、天美なるか、地美なるか、人美なるか、まことに飽きもせぬながめなり、さといつはなけれど、夏の納涼には、尤も適したる地なれば、

芝といふもの、候夏さしき

梅 翁

東海道線の汽車、海岸に鐵軌を布設して、定刻に徂來す、黒煙白霧、浦風に吹き靡きつるやいかに、あはれ、藻汐燒く煙は、石炭の煤煙と變り果てつるも、名區いまだ風景を失はざるを喜ぶ。

府内備考本芝一丁目の書上に、

一海上芝浦一圓袖ヶ浦と唱申候。

一汝干瀉之儀春夏の頃は凡二十町程、秋冬の頃は凡一町程此邊遠淺にて、汝備候節は河が十町程先、深さ凡一丈程、二十町程にて凡一丈二尺有之候。

一當浦にて魚漁之品左の通。

冬春は 貝類

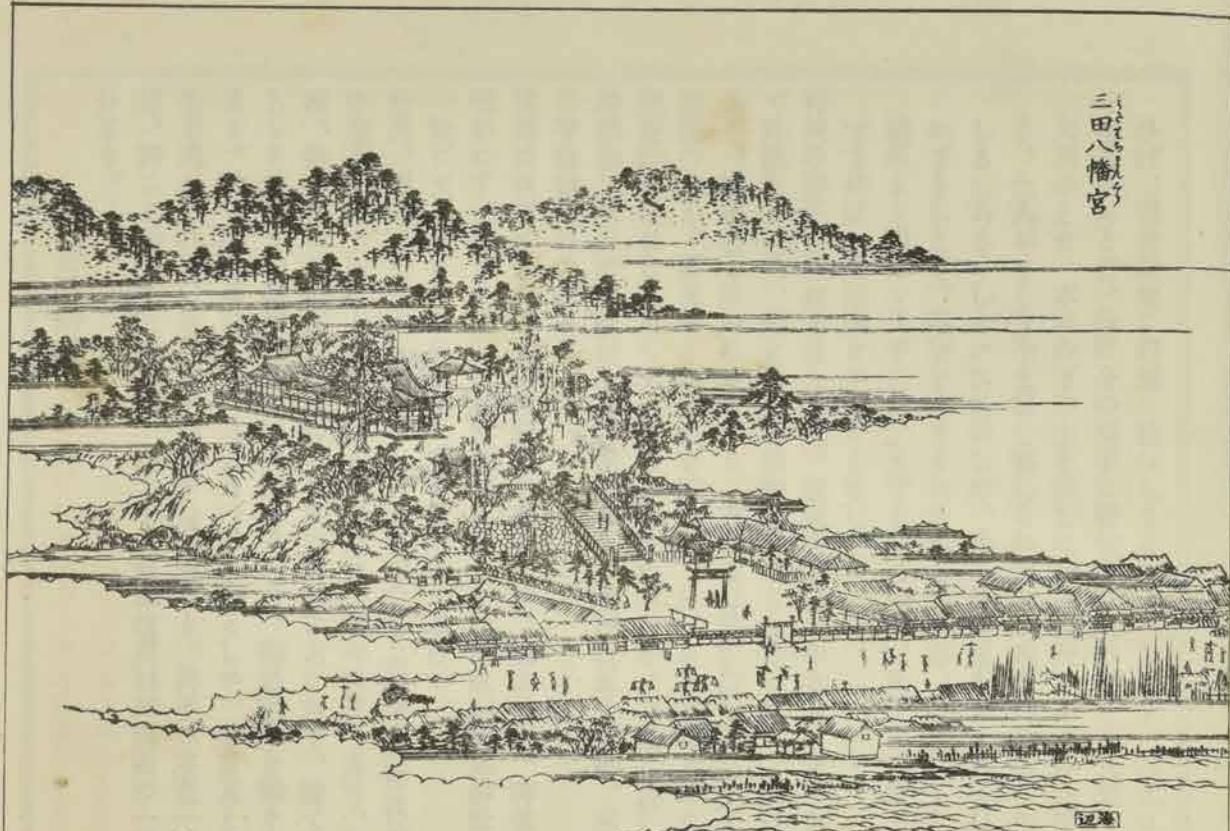
夏秋は 芝海老、鰯、鰯、黒鯛、ざこ、

御穂神社

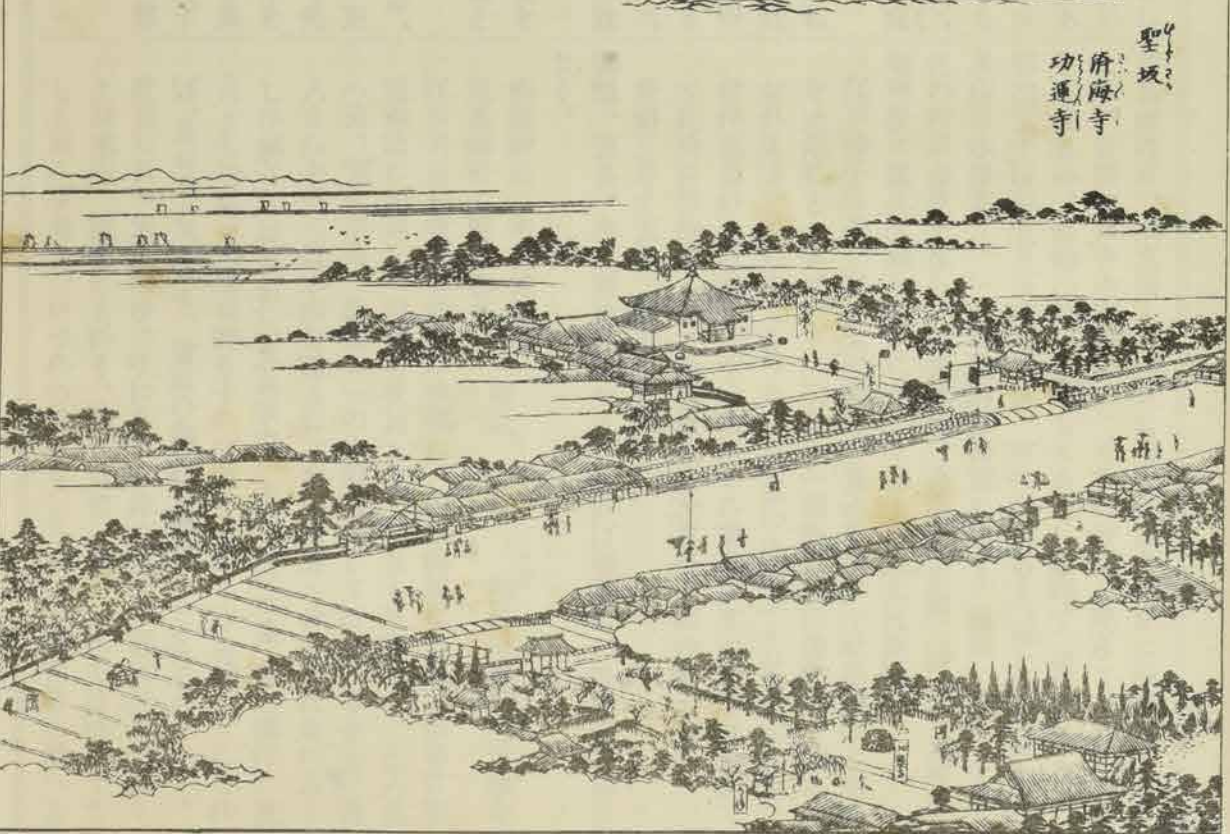
御穂神社、社格は村社、本芝二丁目二十番地に鎮座す。古銀杏樹あり、神木に崇む、鳥居は木造、拜殿三間に二間、向拜唐獅子に龍、懸魚に龜の彫あり。格天井、銅網、御穂大明神の匾額を拜む。渡殿二間に九尺、本社土藏造又二間に九尺たり。

江戸名所圖會に云、御穂神社、同所本芝道りより西の横町にあり、本芝の産土神にして、祭禮は三月十五日なり、別當は正福寺と號す、天台宗にして東叡山に屬す、傳へ云、往古駿河國三穗の海人、此浦に來り住す、故に古郷の御神なればとて、文明十一年庚子のとし、こゝに當社を勸請せしとなり、祭神御穂津彦、御穂津媛等の三神なりといへり。(土俗當社を以て痘瘡の守護神とし祈願。)

當社に御穂大明神御縁起と題する畫卷あり、其詞書を讀むに、江戸名所圖會の説と大に異なるあり。人皇九十七代光明院の治天、武藏國豊島郡芝の浦に、年經て



三田八幡宮



聖坂  
府海寺  
功運寺

住る老翁あり、其はしめ百敷の大宮人にてましくけるが、南北兩朝の時なりしかば、その逆浪をさけて、かゝる邊土にさすらへ給ひしにや、その容貌たゞならず、鶴髮黃顔玉の如く、仙齡いくはくといふことをしらす、三槐九棘の家にてや有けむ、七座八辨の數にてやまし／＼けむ、更にそのはじめをしらす、おかく姓氏をつゝみて、いやしき俗人に交はり、本の銀杏の下に幽なる庵ひすひておはしけり、云々。

足良の山鳥の尾のなが／＼しければ、以下要を摘録せむに、翁や濱邊にさすらひて、民を訓へ慈み、徳、一郷を化しぬ。又或時は、漁父が風波の難を憫み、漂標を教へたりければ、尊敬大方ならざりき。かくて文明中、東國へ下同あらし公卿の任みちて歸洛の時、此處を通らせ給ふに、馬すくみて進まず、いかなる神のましますにやと、村長召して問ひしけるに、件の翁を祀れるよし申聞えければ、歸京の後朝廷に奏し、あらたに奉幣使を賜ひ、漂標を教へたる勳績を褒し、三尾大明神の神號を賜ひきとなむ。

江戸砂子に云、御穂神社、本芝通西側、別當、天台、和光山本龍院正福寺

「風土記」古老傳云昔有神女自天降來曝羽衣於松枝漁人拾得而見之其輕軟不可言婦所謂六銖衣織女機中物乎神女乞之漁父不與神女欲上天而無羽衣於是遂與漁父爲夫婦蓋不得已其後一旦取羽衣乘雲而去漁人亦登仙

此三神を祭る所か、御穂大明神は文明十二年の鎮座なり、當社は痘瘡の守護神なり、當氏子は七歳未滿のうち痘瘡せされば、一生そのわづらひなしといへる、よつて他の氏子も立願して、當社の氏子となる事、貴賤とも多し。當院より痘瘡よけの守出る、又神前の小石をひろひて守とする事あり。

同書補に云、此御穂社、先板に風土記を引て、羽衣の神女と登仙の漁父をまつる所歟といへり。これは「うと濱に天の羽衣ひかしてふりけん袖やけふのはふりこ」と能因法師のよめる駿河の國三保の浦に混して古老の傳へし言ときこゆ、此たひ再板にくはしく社記ならひに土俗の談を聞に、むかし人皇九十七代光明天皇のころ、此地に一人の老翁、いつよりともなく、わづかの庵ひすびてすめり、此地わけてあまさかる鄙といひ、その頃は、ひたすらいやしき漁人のみ住て、孝悌仁義にうとかりしを、此翁をしえみちびきて、年久しく住たまへり、凡百餘歳と見ゆれとも、年ころをも姓名をもかつて語らず、たゞ都かたの人とのみ聞えしを、所の者は尉どの／＼といひ尊みて、何事も此翁にきゝてさとりけるとそ、此翁海のかつきする者共の風波の災にあふことをあはれみて、一日此海にみをおることををしへんとて船にのり出で、その所をしえて、みをつくしを立させ、永く風波の難を避けしめしとぞ、此翁仙壽つきて身まかり給ひしを、漁人神とあがめて、尉殿の宮とてうやまひ、生る時のごとく、吉凶とも此宮に告ておこなふ、病ことあらば此社にいのるにしろしめすといふ事なし、しかるに文明十二年、關東へ下向の公卿此社の邊にて馬すくみてすゝます、此公卿、所の者をまねきて靈神やあるとたづね給ふに、たゞ此尉殿の宮はかりなる事をいひ、且由來をいふより、此公感歎のあまり彼みををしへ給ひし神徳をあらはして、みをの神明とあがむべきよしのためひしより、今の神號とはなれりとぞ、此翁はそのころ南朝北朝の亂を避て邊鄙にさすらひし公卿なるよしをいひつたか、もし萬里小路中納言藤房卿にやなとあひ合さるゝ事あり、藤房卿通世の後、上州野州の所々に跡をとゞめす住たまひし事あり

れば、老後此地に終焉し給ひしもはかるべからず、神號はしめは三尾と書、後に今の文字に替たり。ちかきころ寶曆四年火災のとき、本社の下を清しに、方五尺はかりの石櫛あり、土人おもくうやまひし事しられたり、此石櫛をひらかはしるしあるべしといひあひしか、氏子等神威をおそれてひらかざりしとぞ。疱瘡をまもりたまふといふ事、前後のことし、遠邦より聞傳て氏子と成、又守を乞も夥し、氏子七歳まで痘せされは一生疱瘡をやむことなし。

再校の砂子は縁起を信じ、且、前板の意を失ふを欲せず、而して此説あり。又、翁を萬里小路藤房卿ならむといへり。翁の姓氏や、縁起之を詳かにせざるも、方今、同神社に於ては、砂子の推測の如く、藤房卿として之を祀れり、正しき古文書、確たる歴史の考證あるにあらず、牽強なるなからむや、いといふかし。神樂殿二間四面、社務所は其傍に在り、境内百五十坪許、未社に宇迦御魂の小祠あり。

往時は兩部に別當は東叡山末なりしが、明治二年、神號を明かにす。現今の社掌は穂島敏行氏にして、同社が鹿島神社と一社にてありしかば各々其一字を冒せりとなむ。

祭典、以前、三月十五日なりしが、後、大祭を六月十日に改め、中祭を一月十四日と定む。祭日は縁起に、某年正月十五日、巨浪、陸を侵す。前夜、御穂神、里民の戸毎に之を告ぐ、據て免るゝを得たり、爾來毎年此日を紀念として、御湯神樂を捧ぐを見る。抑も此縁起は、如何なる人の手に成りしや、別當某と其名を逸したれど、妖僧神を賣らずむば可なり。氏子は本芝一丁目、同二丁目、本芝材木町、本芝下町及び三田四國町の一部分なり。

●鹿島神社

鹿島神社は、本芝四丁目卅五番地、芝浦の海岸に鎮座す、村社たり。社頭に銀杏の老樹あり、左右に奇巖を疊みて、獅子狛犬を這はしめ、奉納の二字を分ちて金色に彫刻す。花崗石の鳥居、明治三十四年五月再建する所。右に神水あり、鑿を化粧側とす。其傍に水屋あり。一條の敷石、拜殿に通ず。南向、瓦葺、千木、巴の紋章金色を呈し、總素木造、高欄附、京間三間半に二間半、向拜松に鷹及び龍を白彫にす、本社土藏造九尺四面。

江戸砂子に云、鹿島大明神は、寛永年中、一社浪に漂て來るを此岸にとりあげたり、又後十一面觀世音の像おなし所にながれまる、これにもとづきて、以前の小祠のその所を求めば、常州鹿島の一社なり、十一面はこれ鹿島の本地佛なり、よつて此所に勧請すと云。此兩社は本芝其外七町の産土神なり、祭禮三月十五日、兩社同日。

御穂、鹿島、本芝兩社と稱せり。されば同書に、左の如く載せたり。

御穂神社 本芝通西側 兩社 別當 和光山本龍院正福寺  
鹿島神社 同所海手  
江戸名所圖會御穂神社の次條に、同所海濱にあり、別當は御穂神社に相同じ、祭禮も又同じく、三月十五日なり、土人傳へ云、寛永年間、此浦に一の小祠漂流して汀に止るあり、漁人これを揚て其本所を尋るに、常州鹿島大神宮の社地にありし小祠なりけるよし、又其頃十一面觀音の木像、同し海汀に流よりしかば、鹿島明神も十一面觀音を以て本地佛とせしなれば、是にもとづきて、當社の御神を勧請せしとなり。

社記に云、大永年中、なにとなく沖の方より御殿ひとつたよみ來り、此浦によれり、内に白幣一柄、たちくる波にすてしもぬれず立ち、いづれの社ともしらねば、爰により給へる

ゆゑなきにあらじと、海はたにかきあげおきたりしに、日をへて常陸の國人舟にてたづね來り、こゝにおはしけりとして、事の由をかたる、是なん鹿島の神山に鎮座の一社なるが、ある夜風もなきに此社ひとつ海邊にいさり出、波にうかびて漂ひいでたり、あまねく津湊をたぐね求めて、やうやくこゝに見出たり、本所に歸座し奉らんとて、船にとりつけて漕ぎてさりぬ、月をこへて又同じ社のおなじさまにて、流れよりし浦邊もはしめのところにすこしもたがはず、かつ人にかゝりて詫してのたまはく、此浦にしづまりますべし、神祠は海にむかひて建よ、長く海のさちを守り、又風波のうれひなからしめんとなり、浦人この奇瑞をかしこみ敬ひて、此ところに宮所をさだめ、三尾の神と同じく祭る。

江戸名所圖會載するところも、社記に基きて其來由を叙述したる歟。彼は寛永といひ、此は大永と稱し、年號異にするも、同一の神話たり。かくの如く、當社の祭神は、常陸鹿島の神にして、即ち、武甕槌命たり。

神樂殿は、拜殿の西南に位す、二間四面、瓦葺、三重垂木、總素木造、高欄附、牡丹と龍を白彫にす。境内凡二百坪、末社に天満宮、稻荷大明神、住吉大明神を祀る。立木には年經たる銀杏と大榎木三四株、亭々として社殿の千木を包む。樹陰に踞して眺を恣にするあらむか、芝浦の全景、双眸の中に蒐まり、海風衣袂を捲く時、微波岸頭に白し。

往時、本芝兩社と稱し、御穂神社の別當が處理するところたりき、そは前條に説きぬ。現今の祠官も、御穂神社々掌穂島氏が兼務なり。大祭は六月十日、又御穂神社と同日、氏子町内は、本芝三丁目、同四丁目、入横町及び三田四國町の一部分なり。

### ●法音寺

法音寺は、本芝三丁目二十一番地にあり、御穂神社に隣す。江戸砂子に、濱嶋山法音寺、西應寺末、本芝」と載せたり、寺内に觀音堂あり、京清水觀世音菩薩と一木同作にして、田村將軍が守本尊と云傳ふ、西方第十三番の札所なり。堂は漸く一間四面、煉瓦造、向拜に御詠歌を掲ぐ。

### ●魚市場本芝組と芝金杉組

魚市場は本芝町と芝金杉町にあり、芝浦の海魚を獲て市を開く。昔は雜魚場と唱へ、後着問屋と稱し、遂に魚市場四組に準じ、七組の中に加はり、方今は東京府下魚市場十三箇所の數に洩れず、芝浦の産魚もまた豊なるかな。

日本橋魚市場沿革紀要に云、芝金杉町、本芝町着問屋の儀は去る五十三箇年前(安政五戊午年四月の書上)文化三丙寅年中舊記焼失仕、委細の儀は相分り不申候得共、申傳へには雜魚場と唱へ、素々浦方の義に付、近郷近在より魚買入に罷越申候處、御入國より外浦々の儀は、追々御運上金にて相納候得共、右貳箇浦の儀は、御葉御用と號し、御着相納罷在候、然る處四組着問屋職中相濟み、夏氣に至り明き浦に相成候分、江戸前村々荷請け致し、日本橋市場へ差送り、紛敷無之様商法相守り渡世致度と申聞候間、往古より着問屋仲間へ差加へ、四組にて進退仕候、享保五庚子年十一月豆州下田より相州浦賀へ御番所御引移に相成候砌り、右組内取締として四組内より浦賀通船御手形差出候魚問屋、右組へ差加へ置申候、四組に準じ、法式書於御評定所に、御聞齋被仰付候、右法式書に芝金杉町、本芝町着問屋と有之、組とは唱へ不申候。

又云、新着場、芝金杉町、本芝町三箇町の義は、組とは相唱へ不申候、近年御着役所にては七組着問屋と一様に御呼出し

被仰出候儀も御座候に付、自然と申風俗に相成候。

金杉組に網屋清兵衛といへるものあり、同通四丁目の家持にて屋號を印鑑問屋となむ呼びにき。當所着問屋の草創人なるよしにて、相州浦賀御番所の魚船の手形は、此問屋より差出せりとなり。印鑑の稱、蓋し之に基けるもの歟。其他問屋は幾軒もありしかと、解問屋とのみ唱へたりと府内備考にいへり。又、享保十五戌年には、金杉町に於て着問屋三十六軒ありしが、文政には二十三軒に減じたりとぞ。

### ●入間川

今、本芝三丁目に河藤(河内屋小泉藤造)といへる大なる魚問屋あり、其外此邊芝着の朝屋軒並なり。

入間川、芝濱の入堀なり。西南は本芝一丁目と本芝材木町に、東北は金杉四丁目、西應寺町に接し、三田四國町地界に於て堀留となる。或は赤羽川支流の餘波にもやあらむ。

### ●芝橋

府内備考、西應寺町名主成子の書上に、川幅東の方二間三尺、中程三間三尺、西の方八尺、右は町内南通地先にて、入間川とも入間川とも相唱候よし。

二橋を架せり、曰く芝橋、曰く廻橋。此川は全く汐入の堀なるより、退潮の時は、河床悉く露出し、舟、泥に膠す。

### ●芝橋

芝橋は東海道線芝金杉四丁目より本芝一丁目に通ず、入間川の落口に架せり、木造なり。

府内備考に云、金杉四丁目と本芝一丁目との間なる入川に架す、以上四橋(新橋、宇田川橋、金杉橋、芝橋をいふ)は東海道の往來なり。

芝橋の名は、本芝を芝の根元地と傳へたるより、此稱を得たる

なるべし。橋北の袂に一本の柳あり、幹は老いて蟲ばみたれど、條は若やかに打ち靡びきぬ、芝浦の漣波、月を碎くの時、高樓絃歌の聲、橋頭に響く、游子の情をつなぐもの多し。

### ●本芝の歌妓

芝金杉新濱町及び本芝の海岸に豊を列ねて料理割烹店、待合茶屋、榮華繁盛を極むるより、其供給否招聘に應ずべき歌妓なからせやは、はじめは本芝に僅か二三軒もありしが、年々其數を増加し、今や新道に踏み迷はむか、軒並に玻璃燈を掲げ、三味の音を聞く。

### ●本芝材木町

本芝材木町、入間川入堀の河岸地なり、北及び東は入間川に臨み、南及び西は本芝二丁目と本芝下町に接し、其一端、纔かに三田四國町に隣れり。一番地より十三番地に至る。

### ●町名の起原

府内備考に云、中右材木商賣之者數多有之町内地先川岸地等え材木積置候に付、町名に相成候由申傳候。とあり、昔、材木商多く居住せしより斯く名つけたりとおぼゆ。

### ●景況

町名材木、地形河岸、されど此種の商賣、塵を開かず、又置場ともせず、概ね、しめた屋の生活なり。

### ●本芝下町

本芝下町、南は本芝三丁目、西は本芝入横町に、北は同町と三田四國町に接し、東は本芝材木町に隣せり。一番地より二十一番地に至る。

### ●町名の起原

府内備考に云、下夕町と相唱候儀は魚商人共住居致下魚類を俚言に下物よと相唱右之類商致候者を下物賣と申候故數多右之類住居之地故下夕町と唱候哉に可有之由申傳に御座候。即ち下品の魚類を賣る者を下た者と唱へしより「したまち」の名に呼びしなり。

◎景況  
工場及びしもたや多く、魚類を商ふ家を見ず、町内に長徳寺及び須崎工場、山田工場、東京洗布會舎、製菓合名會社等あり。

●本芝入横町

◎位置

本芝入横町、西及び北は三田四國町に面し、東は本芝下夕町に接し、南は本芝四丁目目に隣れり。地形、芝園橋より舊東海道筋本芝及び田町、高輪に通ずる市區改正一等道路第二類線は東北より西南に町内を貫きつ、且又、小路の入込みたる町なれば、宛然、海中の島嶼の如く、各所に散點せり。

◎町名の起原

本芝四丁目北側の横町なり、故に此名あり、府内備考に云、入横町と唱候儀は同所四丁目北側中程横町にて大通より入候横町故入横町と唱候由申傳候。明治二年芝六軒町を合併す、俗に馬町の稱あり、昔、馬喰が多く喰みたるに因めるとぞ、本芝入横町は、近年市區改正を行ひ、著しく地形を變換せり、番地は十三に之を分ちたれど、此際左の如き大なる移動ありき。

自一番地至三十三番地

一番地へ合併（二、三、四、五ノ二、六ノ二、一七ノ二、

二八ノ二、一九ノ二、

五番地へ合併（七、五ノ一、六ノ一、一五、一六、一七

ノ一、一八ノ一、一九ノ一）

◎景況  
本芝四丁目より芝園橋に至る市區改正の道路を通ず。町内に井手工場、牧野工場あり。

●松本町

◎位置

松本町、東北及び東南は新堀町に隣り、西南は三田四國町に、西北は赤羽町に接せり。一番地より四十六番地に至る。

◎町名の起原

明治二年、松本町一丁目、同二丁目に芝新網町代地、中門前町三丁目代地を合併し、同五年、又舊薩州藩邸を加ふ。以前より松本町と唱へ來りしか、名稱の起原とするところ、いまだ考へざる也。

◎景況

赤羽橋より四國町に達する道路は町端の西北に通ずれど、海軍造兵廠に面するを以て、片側町なり。其東新堀河岸に對するの地は、商業殷賑なるを得たり。町内に銀行員高田小次郎氏が邸地あり。

●赤羽町

◎位置

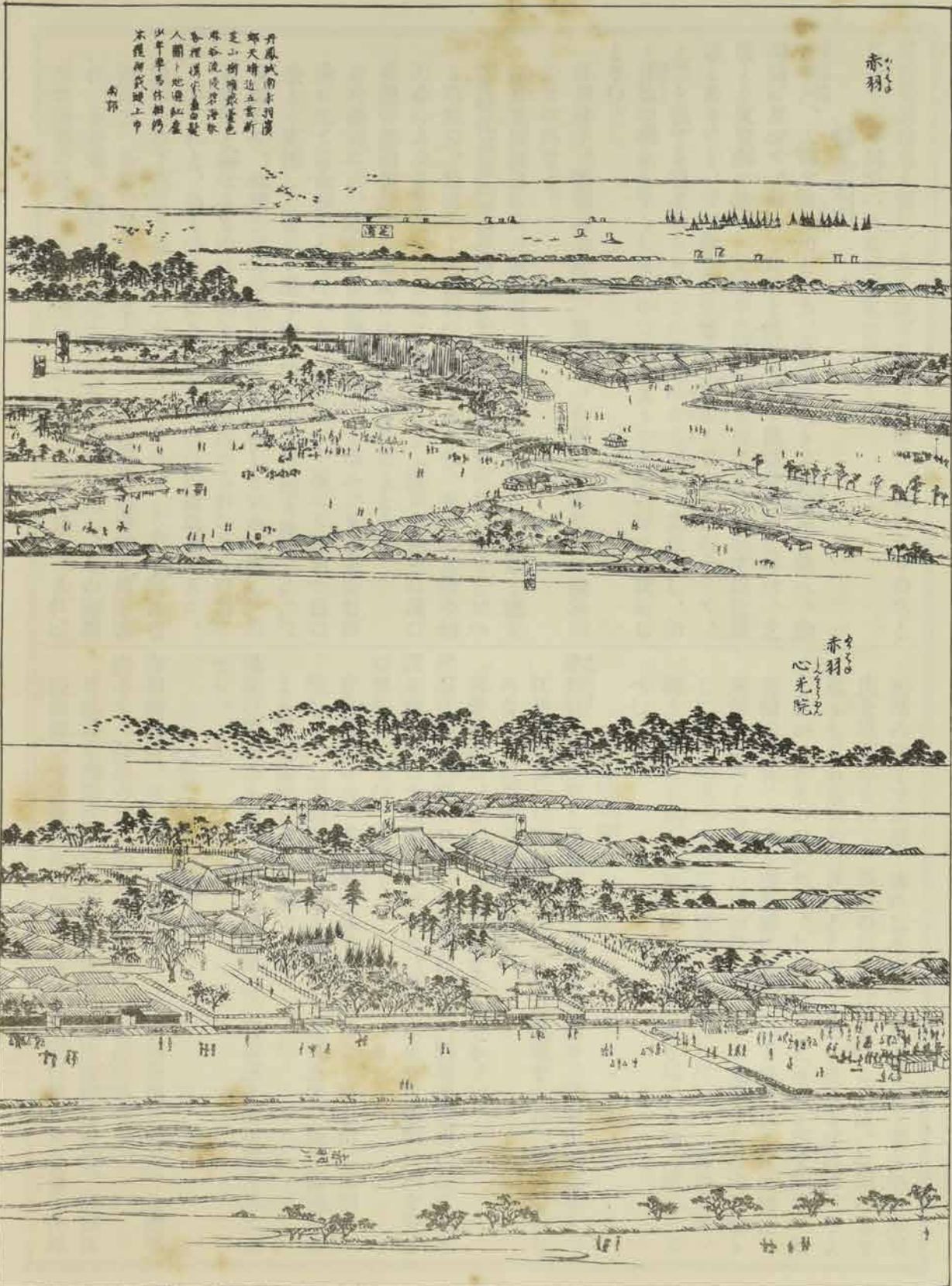
赤羽町、東南は松本町に西南は三田一丁目目に接し、西北は三田網町と三田小山町に連り、東北は赤羽川に臨む、一番地より三番地に至る。

◎町名の起原

舊有馬中務大輔の邸趾なり、明治五年新に町名を加ふ、赤羽の稱は橋名に起る、就て其餘を見よ。

◎景況

赤羽町は、殆むと悉皆、海軍造兵廠の敷地たり。同廠、始は工部



本芝

赤羽  
心光院

丹波城南下河邊  
大崎近五雲所  
芝山崎崎原色  
各谷流溪原海飲  
入關一池邊紅屋  
山平早馬林船所  
本館新設上中

省所屬製作所と稱し、後ち海軍兵器局と改め、遂に又今の名となれり。赤羽橋の袂に赤羽電信局あり。

### ●赤羽川

赤羽川、上流を澁谷川といふ、麻布に入りて新堀川と稱へ、赤羽橋に及びて、始めて此名を得たり、下流は金杉川と呼び、芝浦より東京灣に注ぐ、元祿年間開鑿する所なり。赤羽は以前赤埴と書きたり、昔、麻布飯倉邊に土器町といへる小町ありて、土器を製する家多かりき、これ所謂かわらけにて其色赤し、仍て赤埴の稱ありたりしを、いつの頃よりか赤羽の字に書改めしとなむ。

江戸砂子、新堀の次條に、赤羽川、右新堀の事なり、澁谷川のながれなり。

江戸名所圖會に云、赤羽川、澁谷川の下流なり、新堀と號く(延寶江戸圖に麻布新堀とあり、元祿開板の江戸鹿子といへる草紙に、此河の上に赤羽の池と云ありと、云々)元祿の始釣命によつて是を堀らしめたまふとなり(江戸名勝志に溝口信濃守伊達美作守の兩侯これを承はられたりとあり)

府内備考に云、赤羽川は新堀川と□□も唱ふ、又流末金杉の邊に至ては金杉川とも呼へり、澁谷川の下流にて麻布十番の邊より東流し、金杉を歴て海に落る、古は川幅も狭かりしに、寛文七年、延寶三年等の浚の時廣められしといふ。按に此川を新川と稱せるものは、後年川幅を堀廣められしよりの名なりとすれと、恐くは左にはあらじ、正保改の國圖をみるに、澁谷川の下流は下豊津村の南を流れ、それよりや、阿佐布町の方へ折れ、又東流となり、すへて荏原豊島兩郡の境を流れ、その末、高輪町と芝町との間を歴て海に達し、今の赤羽川は麻布の邊よりその枝流に分れしさまに圖したり、されば

正保の頃まで郡界を流れしもの本流なりしを、寛文中赤羽川を堀廣められて、郡界の川は埋められしかば、新川の名も起りしにあらずや、されどこのこと正しき據なければ、今よりいかにともいひがたし、たゞ田町(芝田町と稱すれど、元高輪の地にて、今も荏原郡に屬す)二丁目、三丁目の間に、里俗紅葉川と唱ふるわづかの入堀あり、是等も古川の残りしにや、相傳ふ古は町の横町、皆鹽入の川にて、御成の時、御上り場にも成しといへば、大かた廣き川なる事、推てしるべし。

### ●赤羽橋

赤羽橋は松本町と赤羽町より芝公園に通ず、赤羽川に架せり。江戸砂子新堀の次條に、おなし川(新堀を云ふ)増上寺うしるなり、四國町へわたる所。

同書補に云、赤羽はもと赤埴なりといふ。赤羽は赤埴の轉したるにやあらむとは、別項赤羽川の條に之を説きぬ。而して此橋あるが故に、遂に川までも赤羽の稱を冒すに至れりとなむ。

府内備考に云、赤羽橋は増上寺裏門前より同じ川(赤羽)に架して、三田松本町へ通る橋なり、延寶三年、新川御浚の時より新に架せらるるといふ。

現在の橋梁は木造にして、長十間程、明治三十四年四月成と刻せり。

### ●赤羽の舊觀

赤羽橋邊は、昔、雜沓の巷なりき。江戸名所圖會に云、此邊茶店多く、河原の北には毎朝肴市立て、繁昌の地なり。

丹鳳城南赤羽濱、郊天晴近五雲新、芝山檣擁銀臺色、麻谷流侵碧海春、客裡襦家羞白髮、人間卜地避紅塵、少年車馬休相



増上寺の杜は、緑長へに、茶店の彩燈流水に映じけむ。

追涼子女晚喧嘩、咲語歌聲在水涯、赤羽橋頭好風月、夜深纔

如亭

朝景夕色、雨般の相、描破一番、此詩吟すべし。

狂歌江都名所圖會に、

山めぐり濟し時雨の紅葉はに夕日てりそふ赤羽御門

橋北に増上寺の赤羽門ありき。

又云、

赤羽根へ出るにも山をぬけやうかどうでありまの水天宮道  
橋南は有馬中務大輔の上屋舗にして、其一隅、中之橋の邊に、  
水天宮の社ありたり。後、今の蠣壳町へ遷座せり。

芝切通が、兩國橋畔と肩を双て、見世物小屋の數限りもなく、  
淺草奥山ともいふべき觀ありしこと、前編に之を説きぬ。しか  
り、切通の繁榮や、全く水天宮が神の光にて、赤羽は實に其衝  
路たり。

今や、有馬の邸は、海軍造兵廠となり、河岸地は其倉庫として  
木柵を築きつ、増上寺の杜は翠愈翠、佛閣莊嚴の相を現じ、赤  
羽川の流、瑤瑤の如く、紋を描きて逝く。橋の袂に稻荷の小祠  
あり。

江戸砂子に云、赤羽稻荷、別當延命院、眞言、赤羽橋。

とあるは是なり。神佛混淆禁止の令を布かれしより、別當延命  
院は廢され、祠のみを存す。稻荷社の傍に屋號ひづめといへる  
粟餅店あり。因に云、赤羽の金鑿燒といへるは名代なりしも、  
橋畔、俵を一變したればにやあらむ、其之くところを知らず  
と。

○水天宮の舊地

赤羽町は有馬中務大輔の上屋舗趾にして、文政元年、邸内に水  
天宮を鎮祀す。明治の初年、同邸が上地となりしより、宮柱は  
一時赤坂に遷し、同五年社殿を今の日本橋蠣壳町に造營せりと  
なむ。其舊地は海軍造兵廠の西北隅、中の橋に面する角地にし  
て、當時は同廠煉瓦家屋の敷地と變り果てにき。

●海軍造兵廠

海軍造兵廠は赤羽町一番地になり、有馬中務大輔の上屋舗跡に  
て、黒板塀を圍らし、殆むと同町の十分の九を以て其敷地と爲  
し、煉化石造の建築物、歸々として天に聳え、黒煙白霧を漲ら  
しつ、北部の一面は、有馬邸の朱塗の門及び、兩袖の多門長屋  
撤せられずして、舊形を今に存し、同廠裏門として之を使用し  
つ、あるは、爰に特筆す。もし夫れ内部の構造或は就業の光景、  
製作器具の種目、毎歳の統計の如きは、帝國の消長に關す、軍  
機漏らし難し故に省きぬ。

●中ノ橋

中ノ橋は赤羽町と小山町の間より麻布區に通ず、赤羽川に架せ  
り、木造なり。橋名の起原たるや、新門前橋なく、赤羽橋と一  
ノ橋の中間に位せる橋梁にてありしかば、中ノ橋とばかり稱へ  
來りしならむ。

●新門前町

新門前町、南と西は三田小山町に隣り、東と北は赤羽川を隔て  
て麻布區に墾す、中ノ橋より一ノ橋までの河岸地なり。二十六  
番地に分つ。

◎町名の起原

もと南新門前一丁目代地と稱せり、明治の初年、今の名に改め  
き。初は麻布區に屬したりしが、後ち芝區に編入せり。

◎景況

赤羽川に臨める片側町にして、市塵を開く、河岸地なるを以て、  
米穀、木材、石材商あるも、新堀河岸にしかず、又保命舎が乳  
牛置場あり。

●新門前橋

赤羽川に架す、新門前町より麻布區に通ず、新設の橋にして木  
造なり。

●芝横新町

芝横新町、東南及び正南は芝田町二丁目、同三丁目に接し、西  
は通新町に隣り、正北及び東北の地は三田四國町に墾す。殆ん  
と正三角形に類せり。一番地より十番地に至る。

◎町名の起原

昔、上高輪村の内なり、府内備考に云、同町大通町家起立後町  
家作出來にも相成且往還横手に御座候故芝横新町と相唱候哉に  
申傳候。通新町の横町なり、故に此名を得たり。

●芝通新町

芝通新町、東は芝横新町及び芝田町三丁目に接し、南は同田町  
四丁目、同五丁目に隣り、西は三田功運町、北は三田三丁目に墾  
し、其東北の一隅、纔かに三田同朋町に觸す。一番地より二十  
番地に至る。

◎町名の起原

府内備考に云、田町起立後町家出來に相成且三田往還に御座候  
故、芝通新町と相唱候哉に申傳候。其昔、上高輪村の内なり、三  
田通に續き田町開創の後、新に開けたる町なれば、斯くも呼びびに  
き。明治五年、久留島安房守上屋舗の地を之に合併せり。

◎景況

市區改正の道路は、札之辻より町内を通過して三田に達す。三  
田郵便電信局あり。

●芝田町

芝田町は東京灣沿海の地にして、舊東海道線は、町内を通貫し、  
蜿蜒として長く、東より西に亘る。其狀巨莽の道に横はれるに  
似たり。南は渺茫たる東京灣に面し、東は本芝四丁目、西は車  
町に隣し、北は伊皿子町、三田臺町一丁目、三田功運町、通新  
町、横新町、三田四國町に接す。一丁目より九丁目に至る、而  
して番地を左の如く區劃せり。

- 一丁目 自一番地至十二番地
- 二丁目 自一番地至二十番地
- 三丁目 自一番地至二十番地
- 四丁目 自一番地至十九番地
- 五丁目 自一番地至十六番地
- 六丁目 自一番地至二十二番地
- 七丁目 自一番地至十三番地
- 八丁目 自一番地至十二番地
- 九丁目 自一番地至十四番地

◎町名の起原

府内備考に云、當町起立之義は往古荏原郡上高繩村と唱追々家  
作相増町並町家も出來候由芝浦地先にも有之故芝と唱田畑一圃  
町家に相成田町と唱候。」

◎景況

往時の東海道本線にして、本芝より高輪に通ず、品川馬車鐵道  
は單線の軌軌を布設して、常に往復せり。元札の辻邊は、市區

改正を行ひ、柳樹を列植して、人道車道を區別す。四丁目までの間、道路の北側は、矮屋軒を列ね、南側には工場多し。村井兄弟商會東京本店及び工場新築地を始め、勝木工場、鈴木工場、池貝工場、富岡工場、松井工場等にして、品川電燈株式會社また此地にあり。東海道鐵道線路は、坡を築き、枕木を敷きて、蜿蜒一條、海面を劃すれば、四丁目より九丁目まで、汐入の長渠となり、以て車町に及ぶ。濱海の地には、華族柳澤家を始め、銀行員廣部氏が控邸等、風流韻致を旨としたる日本造の家屋がびたゞしく、七八丁目邊、積翠滴たる三田臺町並に伊皿子町の丘陵に接しては、今村清之助、淺野總一郎氏等、西洋風の巍々たる建築物を起せり。町内に御田八幡神社の宮柱、知福院、延立寺、成覺寺の佛刹あり。

●御田八幡神社

御田八幡神社は、芝田町七丁目十一、十二番地に鎮座す。伊皿子の丘陵に據り、芝浦に面せり。東海道線は社前に通じ、札の辻より品川驛に至る。黒塗の衛門あり、門内整石一條、唐銅の燈爐、石の狛犬各兩基、一基の鳥居を得、寶曆三年の銘あり、右に社家、左に御手洗屋、鐵板葺、素木造、唐獅子の彫、天井墨繪の龍、狩野探信の筆、水盤に文化の年號を刻す。傍に石井あり、御供水に充つ、石垣をたむ、高さ丈餘、壁面に龍頭を裝置し、以て瀑となす、其下は龍壺なり。聞く、泉源を後丘に置く、笕を土中に埋め、導きて龍頭より之を吐かしめしも、兩三年前、大弓を弄ぶものありて、土を踏み固め、笕を損じ、瀑遂に涸ると、惜むべし。境内、松を栽、櫻を培す、磯馴松の石壁に懸れるあり、風景佳なりとす。石階十八級、升り盡すころ、二基の石燈爐を得、石の狛犬あり、雨淋霜打、凡に非ず、元祿の銘を刻す、又石燈爐兩基、寶曆年間寄進する所、以て拜殿に通

ず、階前右に百度石(文政)左に大釜(天保)其隣老銀杏、注連を施して神木に崇む。殿は鐵板葺、黒木造、上部、勾欄朱塗、向拜龍、唐獅子、象を繪彫彫鏤す。格天井に花鳥を畫き、壁畫に仙鶴を舞はしめ、欄間に鷹を透彫にす。翠簾深く垂れて、八幡宮と區せる一面の額、金幣三柄、黃銅滅金の木祝兩基をして神前に陳列せしめ、大太鼓を吊る。本社また鐵板葺、二重垂木、朱塗、勾欄附、彩彫あり。玉垣、瓦葺、朱塗、柱と腰を黒塗にす、丘を負ひ、芝浦に面し、結構莊嚴、風光佳絶、最も眺欄に適す。

江戸砂子に云、

三田八幡宮

田町

別當 眺海山無量院

石清水同社なり、むかしは窪三田にあり、人皇百十一代後光明天皇正保年中に當社に鎮座と云、神體は渡邊綱が守護の神といへり、田町九丁其外十三丁の鎮守、祭禮八月十五日、隔年。

風土記、荏原郡御田郷、或箕多、

藉田八幡

圭田五十八東三字田

所祭應神天皇、武内宿禰、荒木田襲津彦等也

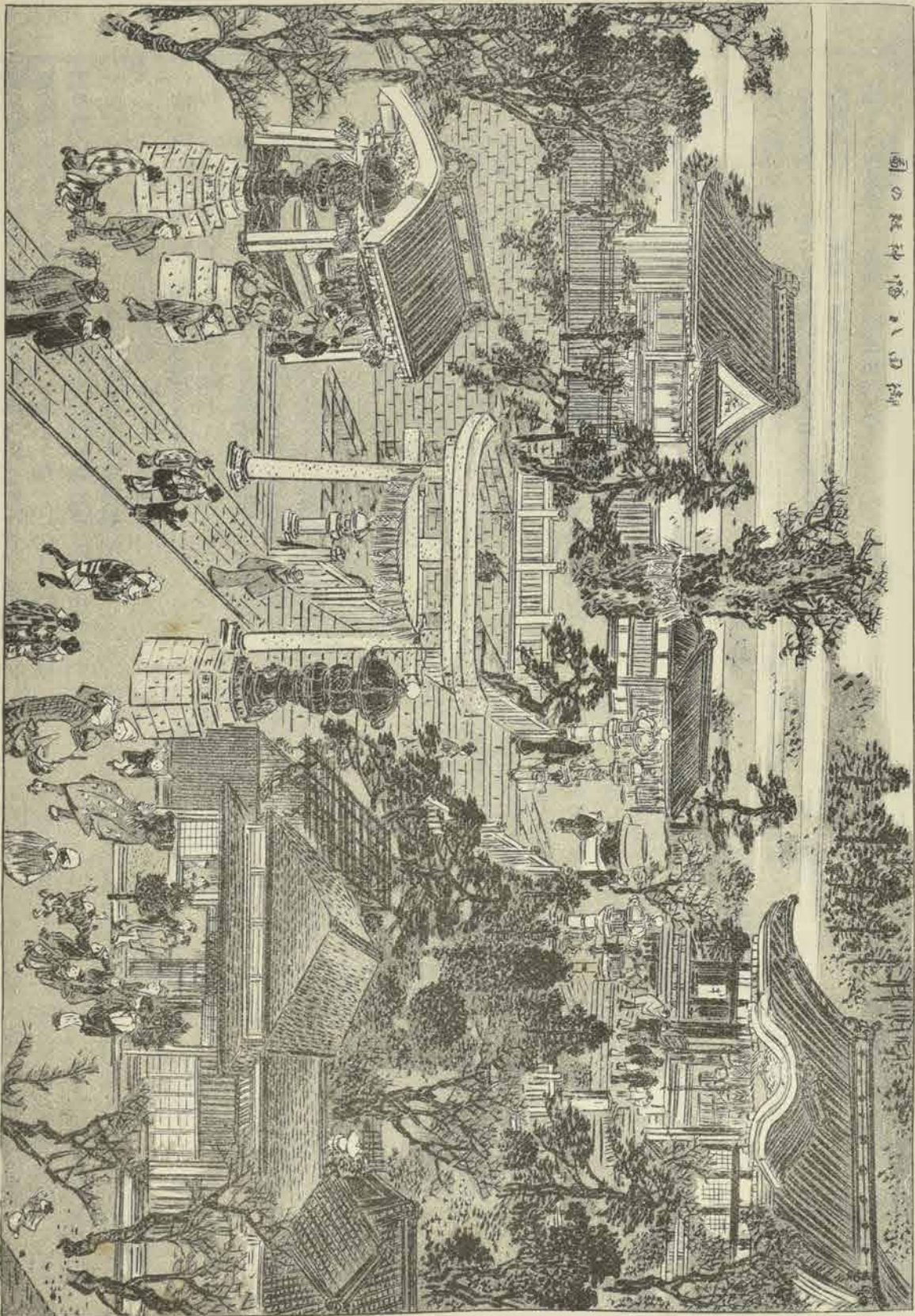
和銅二年己酉八月十五日始行三神禮、當社の事歟、猶可尋。」

新編江戸志に云、三田八幡神社、田町七丁目、別當眺海山無量院、社傳云、當社は人皇六十六代一條院御宇寛弘年中の草創、本地の薩摩は傳教大師の作、綱が守護り本尊也と云々。

按るに當社は則風土記に出處の藉田八幡成べし、江戸砂子にも風土記曰を引て當社の事は猶尋ぬべしと書しは、沽涼

か説然べし。」

江戸名所圖會に云、芝田町七丁目にあり、三田の總鎮守にして祭る所、山城男山八幡宮と同くして、後一條帝寛仁年間草



圖の御田八幡神社

創すといひ傳ふ、舊地は窪三田にあり、土人云、當社は延喜式の神名記及び武藏風土記等の書に載る所の稗田神社是なり、今も其地に一社あり、窪三田八幡宮と稱す。正保年間、今の地へ移し奉るといへり。此地後は山林にして、前は東海に臨む、故に風光秀美なり、別當は天台宗にして、眺海山無量院と號す、祭禮は隔年八月十五日に修行す、放生會あり。

延喜式神名帳云、武藏國荏原郡御田郷、稗田八幡。當社の舊記に云、稗田神社、三田八幡宮垂跡之地、荏原郡阿左布領、銀御田郷、箕田八幡、皇太神宮傳來記、人皇四十三代元明天皇御宇御鎮座勅願之御趣意、禁中宣命御寫曰、

日本風土記第八十三  
武藏國荏原郡或江原御田郷  
入浦三ヶ所、川二流、澤三流、宮社七ヶ所、寺院五寄、  
稗田八幡皇太神宮、圭田五十八束、三字田  
仲哀天皇  
祭神 應神天皇 三座  
神功神后 春日高良二座大明神  
和銅二年己酉秋八月十五日始而行、異敵降伏之神事、因以有三神地及神戶、至三戸簾、日本風土記殘冊十七冊之内武藏國荏原郡藤原大納言高基卿家本寫之  
文明元年壬辰八月下旬  
此一卷者、以三船橋秀賢卿一寫之  
寛永七年庚午五月下旬

書納豐後守中原職厚  
延喜式神名帳或は風土記に載せたる稗田神社なるや、否や、荏原郡御田郷とあるより、當社にてはあらざりしかと、只、憶測せらるゝのみ、尙、舊記古文書、數多保存せらるゝも、悉く信

すべからざるものあり、妖僧、時に風土記の殘片を繕きて、根無草の縁起を草し、神を欺き、人を惑はすなからむ歟。

幕府の頃には、東叡山の末、天台の佛刹なりき。明治二年九月、僧、復飾して神號を唱へ、稗田神社と稱せり。同六年、郷社に定めらる、而して稗田神社の來由明晰ならざるより、御田八幡神社と改めにき。

寶物には縁起四卷あり、舊別當眺海山無量院が手寫するところ、書卷、詞書を挿む。又羅生門鬼退治の金札一面、渡邊綱が奉納寄進せるものとぞ、荒唐笑ふべし。  
神樂殿は西南に位す、瓦葺、二間に三間、其傍、本社の前末社宇一棟あり、祀れるもの、

- |        |       |       |
|--------|-------|-------|
| 上光稻荷大神 | 養蠶大神  | 北神大神  |
| 稻荷大神   | 嚴島大神  | 大國主大神 |
| 御嶽大神   | 少彦名大神 | 八雲大神  |
| 阿夫利大神  | 月山大神  | 湯殿山大神 |
| 羽黒山大神  | 猿田彦大神 | 琴平大神  |
| 春日大神   | 津島大神  | 右峰大神  |
- 本社の東南に、又一宇を安す、曰く、八耳神社。  
境内に左の二碑あり、甲は拜殿に接し、乙は八耳神社の側に立てり。

(甲)人生二期きのおありてけふあり、安閑自樂むるとより生を怠らず、いつなんぞしをしらむ  
それなりにあくる日と成蛙哉 田郊堂龜陸

(乙)御手洗のかすみのまつに十五夜の影をいた、く氏子繁昌  
天保十一年子八月 武藏屋留五郎  
大祭は毎年八月十五日にして、正五九月に中祭を營む、氏子は芝田町一丁目より九丁目に至る、並に伊皿子町、通新町、横新町

及び三田四國町の一部分とす。現在の社司は青木正教氏なり。

### ●品川電燈株式會社

品川電燈株式會社は芝田町四丁目四番地にあり、去る明治二十二年四月の創設にして、當初は資本金拾萬圓の小會社なりしが、爾後電燈需用者の増加に伴ひ、漸次發達して、現今に於ては四拾萬圓に増資し、其株數は八千株（壹株五拾圓）現拂込參拾萬圓（壹株參拾七圓五拾錢つ）株主人員百拾五名。現任業務擔當役員は專務取締役宏虎童、支配人渡邊義方、技師長駒井宇一郎氏之に當る。而して電燈供給の區域は芝、麻布、赤阪、四谷、半込、小石川、本郷の七區及荏原、豊多摩の二郡に涉り、現在送電せる總燈數は八千五百六拾燈なるが、目下増設中に係る最新式の發電諸機械完成の上は、供給燈數を壹萬五千餘燈に増加し得べしとなり。

同社の電燈供給區域中芝、麻布の二區及荏原、豊多摩の二郡は市區改正、東京灣築港の結果に伴ひ、其地位漸次發達繁榮の傾向あるを以て、前記の増設設計元成せんも、其燈數は需用を充たす能はず第貳次の増設設計を爲すべきの必要、既に顯著せりと云ふ。

### ○札之辻

芝田町四丁目五丁目の間、道路三條に分岐するところ、元札之辻と唱ふ。江戸砂子に云、元札辻、田町四丁目之三辻なり、むかし此所に御高札場あり、今は牛町にあり。府内備考に云、田町四五丁目之間に昔高札場ありしを、後年下高輪境今の高札場へ移されしゆゑ、こゝを元札之辻といへり。元字を略して札之辻と計りも唱ふ。即ち、東海道線を高輪より來り、一は新橋に達し、一は赤羽に通ずる辻なり。近年、市區改正を行ひ、人道車道を分ち、田町通には左右兩側に柳を列植し、品川行の馬車

鐵道は、札之辻と呼びて停車し、以て乗客が昇降の便とせり、西角に藥舖あり、生精麥店、しるこや、之に隣り、昔の辻を聯想せしむるも、品川電燈會社をはじめ、工場商會多く、東角に巡查派出所あり、北は四國町通の市街に連なる。

### ○塚屋反魂丹

江戸名物狂詩選に云、塚屋反魂丹、芝田町四丁目、

田町元祖反魂丹、一粒吞來諸病安、霍亂食傷又腹痛、懷中貯得萬人歡、

札之辻の藥舖なりしが、今、此家は絶えにき。

### ○紅葉川

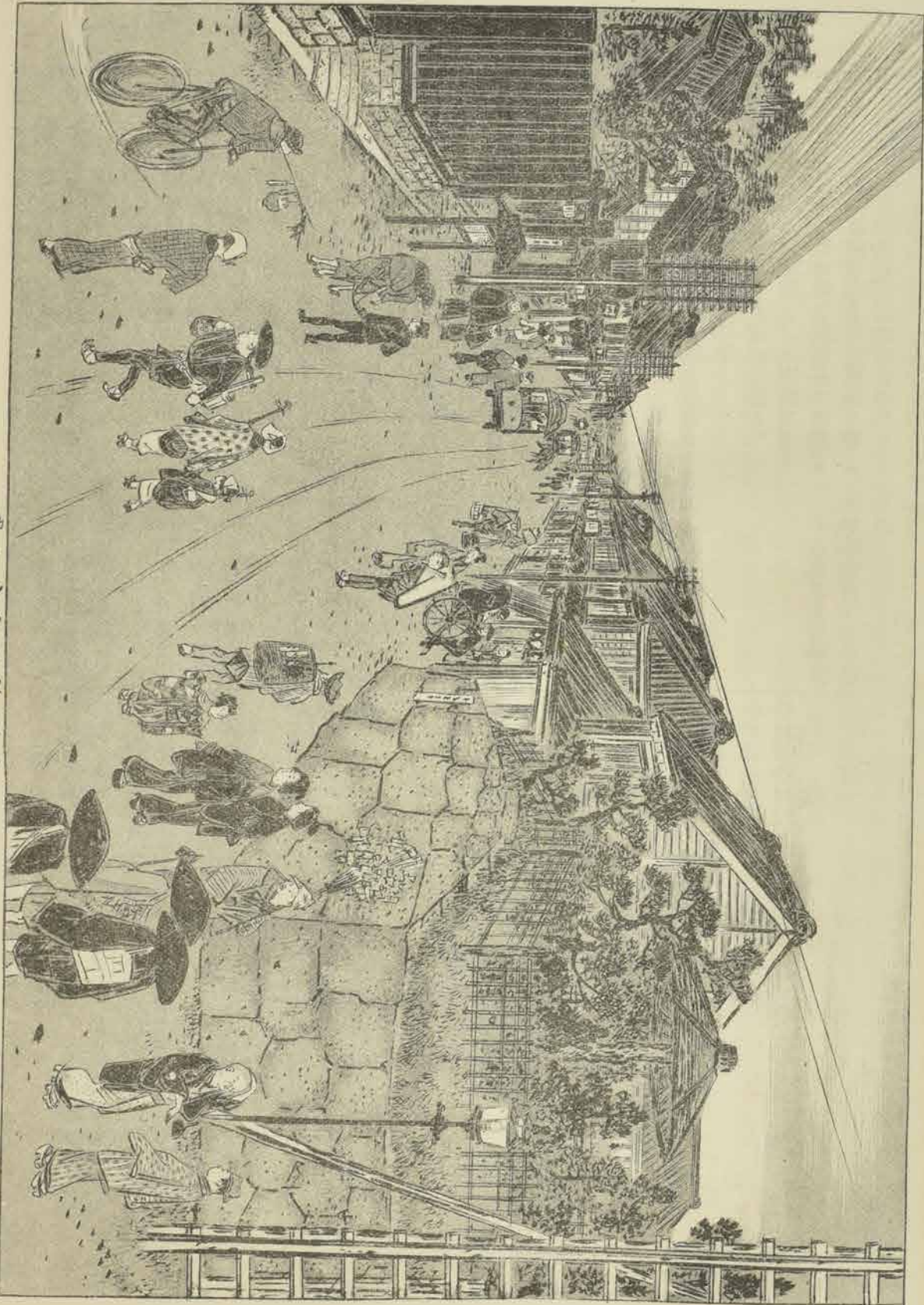
府内備考芝田町二丁目書上に云、右は町内西の方芝田町三丁目地境下水にて紅葉川と相唱、右兩町間横町一圓に古は川にて汐入の場所のよし、先年此所より御小船にて御乗込有御上り場に相成候由申傳に御座候へ共、何の頃と申年代等相知不申、申傳にて當時往還横切下水に相成、水上芝横新町、芝田町三丁目境、落込の天下水に相成、往還石橋渡し五尺に幅三間一尺有之、兩町持にて掛初年代等相分不申候。」と或は赤羽川の一支流にや、確かなる證左なければ、今之を考ふるによしなし。

### ○棒屋河岸

芝田町四丁目沿岸に、俚俗棒屋河岸の呼名ありき。府内備考の書上に云、當町東の方海手木戸際に、當町内家持利兵衛地面の幅五間一尺、奥行七間並通ひ路次三尺餘右海手際の空地の物揚場を古來より棒屋河岸と唱候義、右地面内は何の頃歟、棒職人住居仕候故、棒屋河岸と唱候よし、年久敷義に付、駈と相辨へ候もの無御座候へ共、右申傳にて御座候。

### ●芝伊皿子町

◎位 置



圖の戸木大橋輪高

芝伊皿子町は。東南の二面は田町八丁目九丁目と車町に其の界を交へ。西は高輪臺町と同西臺町に接し。北は三田臺町一丁目二丁目に鄰り。屈曲多く道路甚だ錯雜せり。今は臺町とは稱せざれども。地位は依然として岡陵に據れり。番地は一番地より七十九番地に至る。

◎町名の起原沿革

伊皿子は。他の町名と其の趣を異にしたれば。仔細あらむと諸書を檢せしむ。其の説詳ならず。或はいふ昔時伊皿子又は伊更子といへる外國人の住せしより。此名存せりと。然れども未だ其の證左を得ず。砂子には一案を掲げて云。いさらこの地名文字も熟せず。他國にも聞及ばず。いかさまめづらしき名なりと。不審のあまり愚案あり。おそらく此所おさらきなるべし。大佛と書か。太平記高時が一族大佛陸奥守貞直あり。武藏國に住しとなり。又鎌倉大佛の邊に住ける故ともいふ。鎌倉にもおさらぎの地名なし。ある古老云。今高輪如來寺の大佛は。むかし大佛ありしが。寺斷絶してのち再び木食但唱寛永年中舊地をもとめて寺を建といへり。しからばむかし大佛ありしや。此説實ならば。おさらぎの轉語にうたがひなし。又如來寺を今俗に大佛といふ。如來寺建て後におさらぎといひしや。猶ほ尋べし。此説未だ徹底せず。姑く掲げて參考に供す。

伊皿子町は。幕府執政の頃は伊皿子臺町と稱せしが。明治二年臺の字を省けり。地域は大番組屋敷と數個の寺地を加へて。従前よりは遙かに擴張せり。

●伊皿子阪

伊皿子阪は聖阪より南、伊皿子町より田町九丁目下る阪をいふ。舊名は潮見阪にて。古名を潮見崎と呼へり。此阪より東望すれば。芝浦は脚下に在りて潮汐の進退明かに見るを得れば名

く。又潮見阪は功運町の北三田三丁目との間の阪なりとの説あり。何れにても觀瀾の名に負かず。

●月の岬

伊皿子の中に月の岬と稱する所ありといふ。武江圖説には藥王寺大圓寺邊とぞとあり。砂子に東都紀行を引て「秋ならば月のみさきやいかならん名は夏山のしけみのみして」といへる歌を載せたり。いにしへは此近傍に總て七崎あり。そは月の岬。潮見崎。神崎。大崎。荒井か崎。千代か崎。長南か崎是なりといふ。

●名物の麩

砂子等の諸書に當所の麩名物なりとあり。安永十年俳人提亭の種ふるしにも。「麩芝伊皿子」と見ゆ。其の高名なりしこと知るべし。今同町を過るに麩屋あるを見ず。唯三田臺町に一軒あるを認めたり。名物を失ふは惜きことなり。

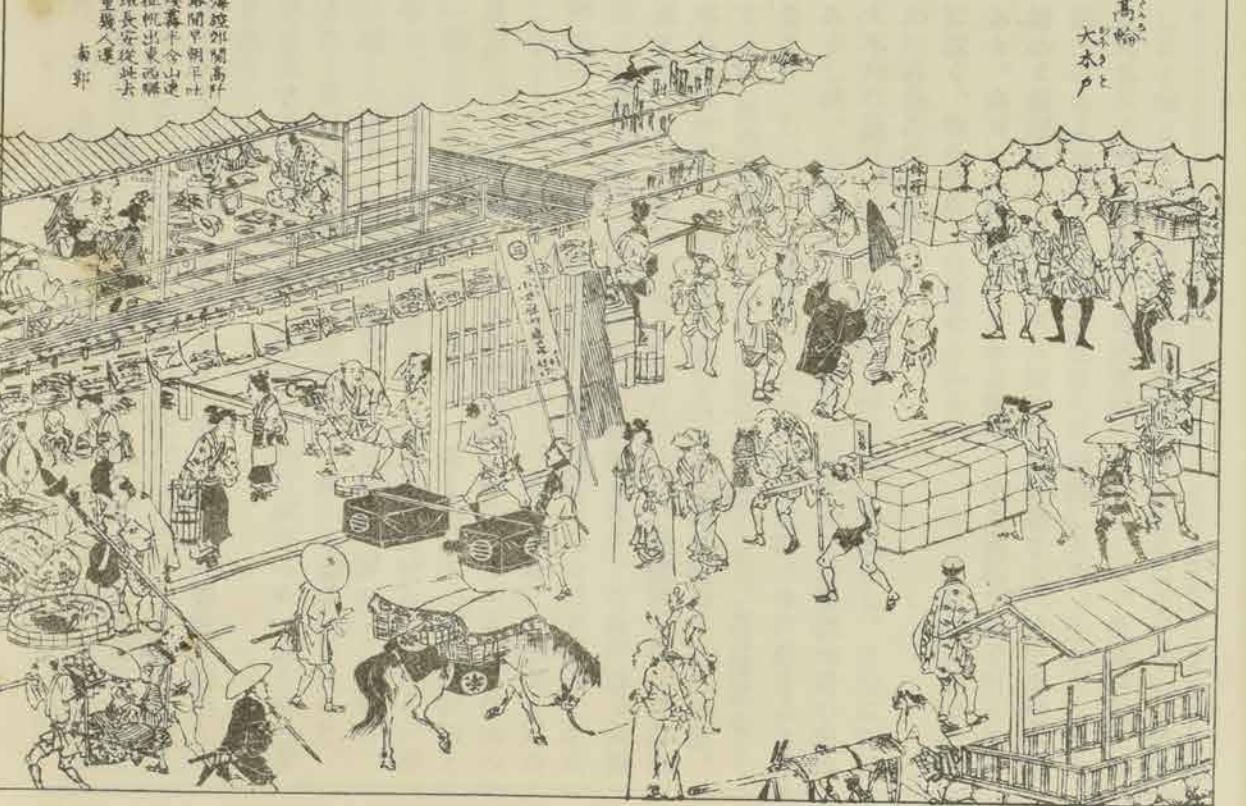
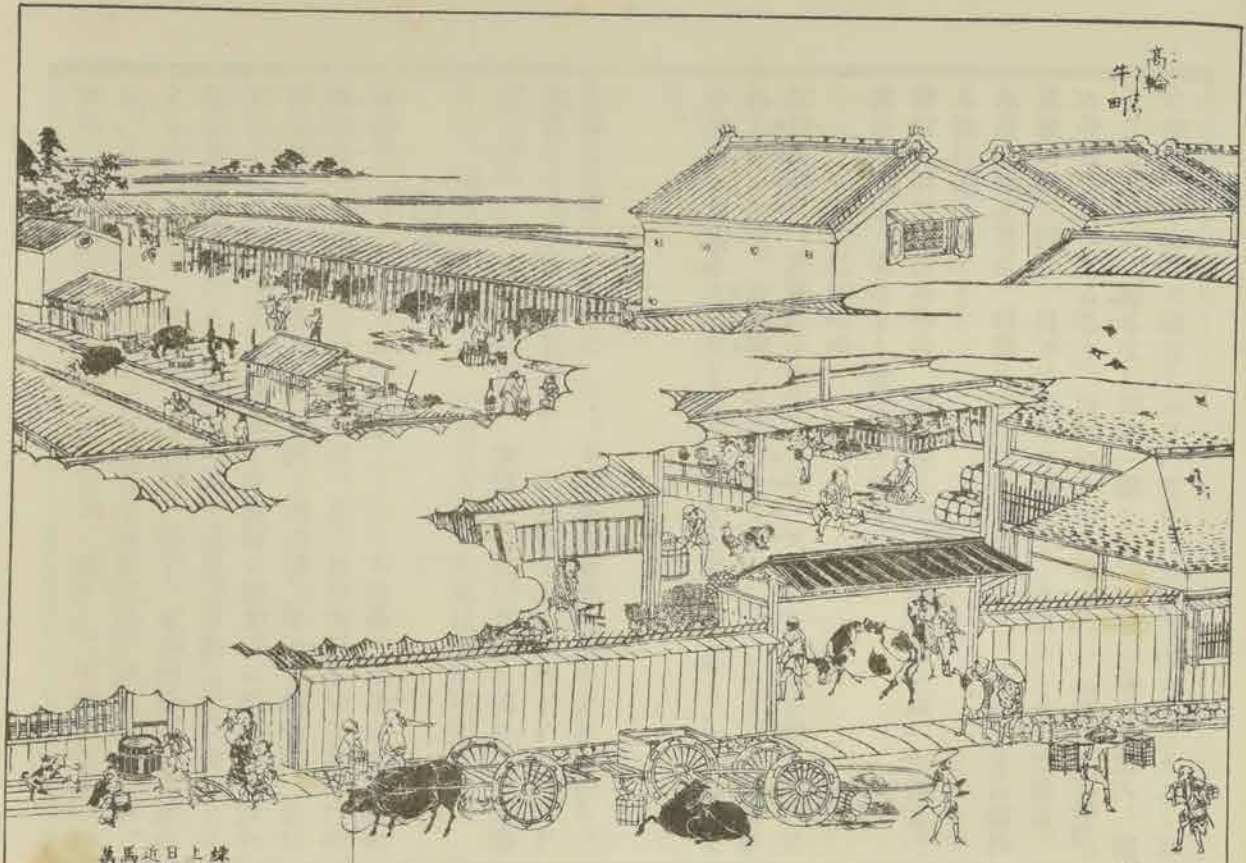
●芝車町

◎位置

芝車町は。東の方大路を隔て、海濱に枕みて。鐵道の東海線路を擁し。西は泉岳寺の背後に至りて。高輪臺町に接し。南は高輪北町と其の界を交へ。北は伊皿子町に連りたり。其の形凹凸一ならず。大體は異様なる胃形に似たり。番地は一番地より八十五番地に至る。其の中四番地は缺たり。

◎町名の起原沿革

牛町は。むかしは高繩手の原野の中なりしが。寛永十六年嘗て江戸に召寄せたる京都四條車町の牛屋木村清兵衛に永代貸下けの地と爲せしより。此名を命せしなり。明治以前此處の牛屋仙波太郎兵衛は其の名最も高かりし。當時の景況は。江戸名所圖會に載せあれば。よろしく參照すべし。



練海陸軍開高輪  
 上野開早朝平社  
 日發義士令山連  
 近征帆出東西橋  
 馬車長安從地夫  
 萬里歸入運  
 高輪

狂歌江戸名所圖會に云。牛町牛小屋延寶の江戸繪圖に。牛の尻とあり。牛を畜する家あまたあり。昔は三十六株ありしを。今は四株と成り。仙波太郎兵衛と呼ぶ。牛の數一千匹にあまれり。養ふ所の牛額ちいさく。角はうしろになひきたるを。藪覆と名けて上品なり。すべて牛は行くこと正しく殊に早し。形かたやかにして精氣たゆまず。力量勝れたるに。鞭をかけ重きをのせて遠きに運ぶ。人の用を助くること少からず。右は淀、鳥羽にのみあり。都の外にはなかりしを。御入國より許容ありて。江戸に之を用ゆること、はなりぬ。餘は駿河にあるのみ。大木戸て名もあひ棒の太郎兵衛はかるい駕籠かき重き牛持かゝれば。當時かこやにも太郎兵衛といへるものありしと見ゆ。燃元て金をとりても燃元へつけめ氣性の芝の牛持駕籠ならは富もせましを太郎兵衛が牛に名たる牛町の家これにて當時の豪富想ふべし。前年時事新報に牛車と題して數項の記事を掲げたり。今其中より牛車營業の沿革に係る一項を抄録して。地名の参考とす。寛永十三年徳川三代將軍の時。市ヶ谷牛込土橋通りの見附并に郭通りの普請あり。曾て大阪陣屋へ武具兵糧を牛車にて運送せる。京都四條車町の牛屋木村清兵衛(當時五十三歳)なるものを。江戸に召寄せて。之れに市ヶ谷八幡社前四町餘の地を牛小屋場として貸下け。牛車を用ひて工事に着手せしむ。是れぞ今日東京に見る牛車の始めなり。斯て普請出來の後木村は歸京仕るべき旨伺ひ出でしに。當地に於て屋舖を許すべければ。適當なる地所を見立つべしと評定所よりの命あり。依て中橋廣小路を願出でしに。同町は手狭なりとて聞届けられず。更に芝金杉を願ひしも。茲は海邊にて頼て石垣を築くべければ。他の場所

を選ぶべしとあり。遂に高輪を願出で始めて聞届けられ。同町四町を車町と命名して。寺社奉行安藤有京進、松平出雲守、町奉行神尾備前守、朝倉石見守、勘定庄田小左衛門、曾根源左衛門、朝比奈源六立會ひの上。永代貸下げの事と爲りしは。實に寛永十六年閏十一月なり。既にして明暦元年十月木村死亡し。其子卯兵衛繼ぎて牛屋を勤めしが。寛文五年三月死亡せしかば。翌六年芝伊皿子の大岩伊兵衛なる者。木村の牛屋株を買求めて。今の高輪車町六番地に住み。元禄十六年八月その死去するや。常陸の人仙波太郎兵衛其家の養子となりて。今の田町八丁目柳澤伯邸宅に屋舖を開きぬ。左れと間もなく番頭木田屋善三郎、山口徳右衛門田中喜右衛門、吉田某を分家せしめて牛屋を相續せしめ。仙波は業を轉して細川家に入出入する事となり。而して番頭木田は今の高輪車町八番地井上金助方の所に。山口吉田は同車町九番地澁谷嘉助氏控邸の所に。田中は同車町二十七番地村木商三田林藏方の所に。何れも門構の住居を爲したるが。申にも吉田は六十頭の牛飼ひ。吉田御殿と呼はるゝ程立派に暮し居たりとそ。扱この四軒は常に尾州紀州の御用を勤めしかば。何れも虎の威を借る牛車。大道狭く轆り出すに逢ふては。武士でさへ避けて通し。別けて此町をばホイ聲上げて通行する者なりしよし。然るに十二代將軍の代に至り。新宿附近に於て。密かに牛屋を始めたるものありければ。四軒の牛屋は申合せ。新宿田無四谷邊の牛屋を集めて。大に其不都合を責めたるに。田無の親分半兵衛なる者。一同の總代となりて。只管に詫入り。尙ほ種々と交渉したる結果。新宿を荒牛の仕込場となす事。高輪へ無斷にては決して牛を四ッ谷見附内へ入れざる事。飼牛の數は五十頭を越へしめざる事。牛一頭に付き一兩づゝの年金を高輪へ入るゝ事となり。茲に示談行届きしかば。其後双方の確執次第

に解け。高輪にて御用牛不足の際は。新宿其他より雇入る、事となりたるに。間もなく時勢一變して。牛屋の規則も破れ。遂に今日に及びたるなり。因にいふ前記牛屋の中。仙波の子孫は。其後白金に移り。目下は品川に住居し。又車町の井上金助は。木田の株を買ひ。相變らず牛屋を爲し居るも。他の家々は何れも既に絶へたりとぞ。

當町は明治以後泉岳寺、如來寺及び其の門前地を加へたれば。其の地域は。従前より廣衍になれり。

◎里俗の稱

江戸町盤に。芝車町里俗牛町と唱。同所田町九丁目續之處。里俗七軒丁と唱。同所横丁里俗ねいも横丁と唱とあり。今芝警察分署ある前通を大木戸と呼ぶ。もと大木戸の在りしを以てなり。

◎景況

芝車町は舊江戸入口にして。今も品川停車場其の近きに在り。鐵道馬車も頻繁に往來し居り。殊に四十七士の墓といふ名物を有し居れば。日を逐ふて益々繁榮す。其の海濱に枕める割烹樓など。眺望甚だ奇なり。元旦及び二十六夜は特に宴客多し。

◎大木戸

總鹿子に云、大木戸は日本橋より四十六町餘、芝橋より十四町未の方なり、寶永七年庚寅の年、あらたに木戸石垣を築かれ御高札場と成。府内備考芝田町四丁目書上に云、御高札、右は天和二戌年中當所御取拂相成、芝車町に御建替に相成、翌天和三亥年正月御高札一枚相建申候、尤見守の儀は芝田町一丁目より同九丁目迄、通新町、横新町、右十一ヶ所惣持にて相勤申候。とあり。高札は初め芝田町四丁目三辻に建てたりしが、天和二年芝車町に移され、寶永七年、更に木戸石垣を築かれ

しこと知るべき也。從是、高札場の舊地を元札の辻と稱し、當所に大木戸の名を得たり。東海道線の衝路にして、其頃高輪は片側にのみ人家ありて、道路は直ちに海濱に通ず、大木戸に至り始めて兩側人となる、江戸市街の分界線なり。傍に休憩茶屋あり。木戸は左右に高く石壘を築き、壘上高札を建て門を其間に設く、明治初年、毀撤せられたるも、今、芝車町三番地に僅かに石壘の傍を存す。

大木戸の址は、芝車町三番地及び同町七番地たり、左右に石壘ありしが、七番地の方は先年撤壊せられぬ。芝警察分署の敷地是なり。しかり、三番地に、いかにして遺址、今に存するを得たるが、同所地續八十一番地に山田忠兵衛といへる資産家あり。木戸既に朽腐して、石壘を蒸すの時、此邊に住める牛坊の徒、屢々來てこゝに慰ひ、糞尿を恣にすれば、醜穢窮りなし、山田氏之を憂ひ、此官有地を借用して庭園となす。石壘の頂、六坪許の地に、竹の四ツ目をゆひ、松、檜葉、椿の類を栽ゑ、中央に亭子を構へ、以て風致を添へたり。亭や、茸くに杉皮を用ゑ其形七稜、細き雌竹を伏せて棕欄繩に結び、支ふるに自然木の一柱を以てす屋根裏には、牛車の一輪を貼付す、柱は之が軸となり、尖端は屋根の表に露出す。其狀傘を開けるに似たり。亭に就くの道や、壘下に塙あり、門を設く、扉固く鎖せり、されと道路の側にあれば、往來の人、仰て之を望むを得べし。氏は大木戸の遺址として、紀念に存せむが爲めに、故らに此園を結びつるとなり。

聞く伊能忠敬先生、高輪大木戸の側を以て、其測量起點地としたりとなむ。此石壘敷。先生、寛延元年を以て下總佐原に生れ、高橋東岡を師とし、星曆測地の術に精通せり、文化元年を以て歿しぬ、享年七十四、正四位を贈らる、遺功、勅して芝公園九

山の巔に建てり(第七編を参照せよ)山田氏後に先生が其起點地たりしことを傳へ聞きて、名蹟を發揚せむことを再三府廳に出願せしも、未だ其許可を得ずと。

地位翼然として芝浦の全景を領し、風光尤も佳なりとす。吾、測量の術を解せざるも、必ずよ、優勢の地たるを懐ふ。況むや是れ大木戸の遺址なるにおいてをや、山田氏が芳志に對し、聊か謝意を表するとも、其長へならむことを望みぬ。

●如來寺の大佛

如來寺の大佛堂は、牛町の大通りより西に入る處に在りて。其の堂前の一路は、恰も泉岳寺の表門に通せり。正面入口に五智如來歸命山と刻したる石柱を建つ。背面には六字の名號あり。經曰云々と行文ありて。未だ元祿八乙亥八月廿日願主木食昌悅眞圓謹立と題銘せり。左右に石製の燈籠双峙し。右に地藏堂あり。六尺餘の青石の平面に彫りたる像にて。他には見ざる所なり。世に之を毛彫の地藏といふ。惜哉其の年次を刻せず。左の方に鐵樓孤立し。其の當面は即ち大佛堂なり。朱塗にて横に長し。寛永十二年の建立にて。如來中央に胡坐し。左右に釋迦佛等四個の像を列す。皆七尺餘にして蓮座の上に在り。如來寺の開山木食但唱の自作なりといふ。詣者稀にして晝靜かに。鶉鳩の聲獨り谷々として屋棟に聞ゆ。

如來寺は其の北方に在り。天台宗上野末にて大日院といふ。門に住持沖村範廣の名標を掲げたり。砂子に石像二王力士一丈六尺とあり。補に石の二王は寛保のころ回祿にかゝりて碎たるを、今なほ境内に積おきぬ」と記あれど。現今は見當らず。同寺内の北の岡を臥龍岡といふ。其の形を以て名く。又天満宮あるを以て俗に天神山ともいへるよし。諸書に記せり。今は全く一變して家など建列ねあり。空しく佳名を傳ふるのみ。

●泉岳寺

泉岳寺は、芝車町五十六番地に在り。兒童走卒も皆其の名を知らざるはなし。當寺は下野なる富田の大中寺に屬し。曹洞宗にて。江戸三ヶ寺の一員たり。慶長年間門庵宗關和尚、台命を奉じて。外櫻田(麻布なりともいふ)に建立せしが。寛永十八年再び脇士は文殊普賢なり。門前の市家にては。四十七士に關する酒盃并簪等を鬻ぎ。忠臣亭といひ。或は赤穂亭など稱するもあかし。表門は素木にて。萬松山の匾額を掲ぐ。康熙辛酉孟冬上浣關沙門道需書との落款あり。門内の小渠には石碕を架し。傍に壇内へ車馬にて乗入べからず等の告示標を建てり。次は樓門にて是れ亦素木製なり。高く泉岳寺と題せし横額を掛く。此門は天保三年秋再建せし所なり。本堂の玄關には。獅子吼と大書せし額を額し。文政二年卯八月中将源齊宣と題しあり。傍に比叡艦上甲板の外板敵弾に中りたる破片と。廿四珊知の大砲彈六個を陳列す。樓門の下にも戰利品の運搬車あり。共に海軍中將敵島氏等の納る所。參詣人多き此等の寺院に陳列せしは。實に適當なる處置にして。衆庶をして忠勇なる大和心を奮起せしむるに足れり。

●四十七士の墓

泉岳寺の名高きは。全く四十七士の墓あるが爲めにして。四十七士は。實に帝國武士道の英華なりといふべし。元祿十五年十二月十四日。淺野家の遺臣大石良雄等當時幕府の高家たりし吉良義典(英に作るは誤りなり)の本所の邸を襲ひて。其仇を復し。同十六年二月四日皆死を賜ひ。遺言して先君内匠頭長矩の墓側に葬られし事は。人の遍く知る所なれば。ここには其の顛末を叙せざるべし。



高輪海邊  
二十六夜待



泉岳寺



其の墓域は樓門より南に在り。入口に石の常夜燈あり。次に梅樹あり。姿容能く整ひ。花藝觀るに堪へたり。之を瑞池梅といふ。當時長矩夫人より堀部妙海尼に賜はりし盆栽のものなりといふ。

數歩にして首洗井あり。義央の首級を洗ひし所。清泉の碧を湛ふるを見る。碑面に丹心照千古の五字を題せり。次に義商天野屋利兵衛浮圖と刻せし大碑を建てり、是れ亦人の知る直之の事なれば記せず。

正面は石壇にて。上に門あり。是はもと安藝侯(淺野家の本家)の霞か關本邸に在りしものにて。眞雄生時には謙讓して此門より出入したればとて。近き頃こゝに建たるよし。

其の前に木戸あり。門衛之を監す。(每人五厘を徴す) 入れれば則ち右の玉垣内に遠く隔りて淺野長矩墓あり。垣の前に石燈籠あり。香火の煙縷々として揚る。心自ら蕭然たり。

進こと數歩。左に田中正雄墓あり。是ぞ明治中興の時に於ける勤王の士にして、「輕き身に重き義を取り國の爲め死する命はなに惜からむ」との辭世を残して。空しく獄中に斃れしもの。此地に葬るも亦宜なり。

更に右折して四十七士の墓域の下に至れば。左に鉦野處士牧翁墓。牧野伯脩墓あり。右に南窓翁碑(名常晴柴山氏) 此と相並びて堀部妙海尼墓あり。

妙海尼は。堀部彌兵衛の女にして。安兵衛との縁組ありしが。夫忠死の後。薙髮して妙海と稱し。初め江戸龜戸の庵室に居りしが。老後景岳寺の門前に住して。大石氏以下の菩提を弔ひたり。安永七年二月廿五日九十三才にて卒れり。縁組整ひし上は。堀部安兵衛武庸妻と書すべきを。墓碑に堀部彌兵衛金丸娘と題せしは。遺憾なりといふべし。

是より四十七士の墓域にて。環らずに石の玉垣を以てす。大石眞雄の墓は。奥の西隅にて東面し。先君の墓と幾むと相並べり。眞金の墓は。其の南隅に在りて北面し。其の他の諸士は四方に列り。又域中東西二列に建たり。碑面法號に冠するに皆刃字を以てし。右に氏名左に年齒を刻し。而して大石父子の墓は殊に板屋を架し。四方に格子を施しあり。中央に石香爐ありて。前面に爲赤穂四十七臣蕭福。聊供香火。藝藩福永忠孝。背面に萬山不重君恩重。髮不輕一命輕。藝陽加藤清慎。慶應戊辰孟春と刻したり。其の前頭に永代常夜燈ありて。此には安永三甲午年二月初四日。現住廿六世綱代造立と銘せり。又眞金の墓碑に。安藝山田浩の撰せし表忠碑あり。

大石氏復仇の前。伴遊の際に當り。氏に對して其の不忠を責め。之を辱め。後に復仇を聞て悔悟し。墓前に於て屠腹し。其の過を謝したる義俠人。喜劍の墓は諸士と同形にして。其の南東隅に在り。碑面に刃道喜劍信士とのみありて。氏名年齢なく。唯右に薩州産宇都宮成高寺現住僧潤建焉と刻しあるを以て。同國人の設立せしを知るに止れり。

參詣者四時陸續として來り。謹て香火を供し。徘徊願望皆涙を瀧て去る。殊に二月三月の四日及び一月七月の十六日には甚た多し。墓の入口に一大松あり。亭々として空を摩し。永く霜雪に屈せず。恰も諸士の節操を表する者の如し。枕山大沼翁の詩に云。墓門深鎖閑。遐春。烈義手。今感世人。將。道松杉森鬱裡。尚存卅七活忠臣。嗚呼其の忠烈凛々人心を感動せしめて已まず。死するの後猶ほ生ける時のごとし。眞に活忠臣なりといふべし。

墓門を出て、左旋すれば。木像堂あり。諸士の木像を陳す。當時夜襲の服装歴々徴すべし。本堂の南に遺物展覽場あり。諸士復仇に關する遺物即ち刀槍等

の武器を首め。種々なる物品を陳す。堀部安兵衛の書せし有名の看板「かねやすゆふげん」も其の中に在り。中央南面して玻璃戸を鎖せし一區あり。大石父子の木像を列ね。其の刀劍等を陳し。上段に戊辰（明治元年）十一月五日の勅宣を開示す。其の文左の如し。

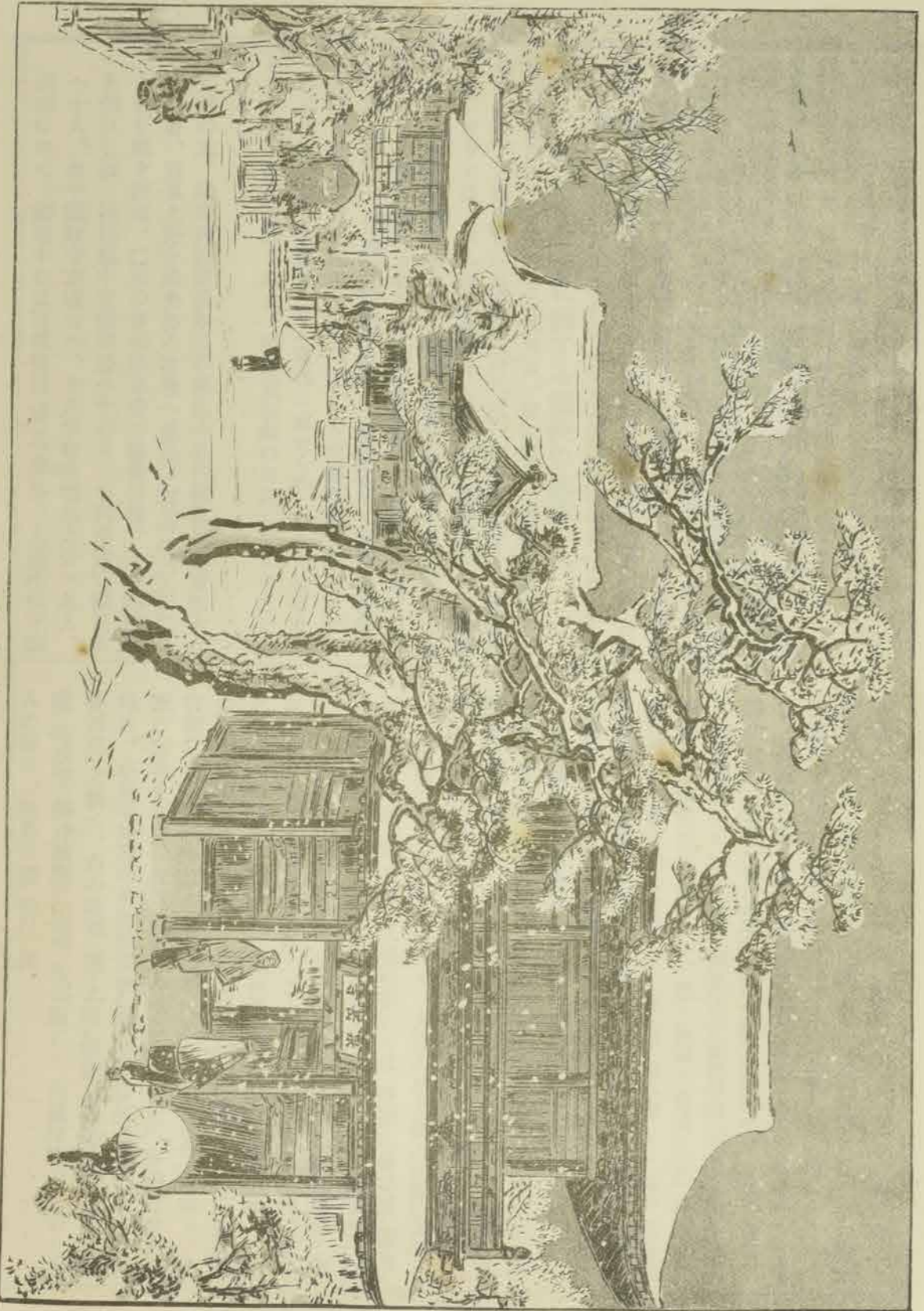
大石 良雄

汝良雄等固執主従之儀復仇死於法百世之下使人感奮興起朕深嘉賞焉今幸東京因遣使權辦事藤原獻弔汝等之墓且賜金幣。此勅宣あり。大石等の名譽極る。以て永く瞑するに足るべし。場の東に主税梅と稱するあり。こは良金三田邸に切腹の際は。此樹下に於てせしとの故を以て。こゝに嘗て移し栽たるよしの標示あり。境内には碑碣多くありつれども。頗に渉るを以て一々之を掲げず。

四十七士泉岳寺に於ける言行

四十七士復仇の顛末は。前にも述る如く世人の知る所なれば。之を絮説せざるも。泉岳寺に於ける言行は之を傳へざるべからず。因て室鳩巢の義人錄より抄出して其の實況を左に掲ぐ。良雄等行至泉岳寺。衆皆持兵入門。寺僧大恐。良雄謂寺僧曰。我等非遁逃之徒。今所以來。此欲一告祭。故君墓而已。敢有所擾亂。公等姑爲我閉門。無使外人來擾。乃盥漱。已求紙筆。書告祭之辭。懷之。衆亦盥漱從之。先使取水來洗。義英首。盛以盥盤。置之墓前。義英此云三方。世俗有故事。以此物爲盥。或曰良雄自本庄來過市。就釋人以金一星易之。又使人從寺僧。借香爐案。設之墓盤外。良雄進至墓前。焚香。白呼名。拜謁乃退。衆亦如之。或曰衆臨墓。良雄謂曰。某等昔年先君等。有難位爲君。所以日夜憂慮。求報先君者。非得仇人一事乎。前夜仇人無聞。君子下。是先來得。仇人者聞君也。聞君當先拜謁。爲稱光與辭。不聽。於是與先講而後。良雄等從之。

良雄又進至墓前。懷中出匕首。拔之。置之諸碑附上。鋒刃外向。衆皆圍墓跪座。良雄乃出祭文。讀之曰。維元祿十五年十二月十五日。前所謁竊生之臣大石良雄等再拜稽首。謹告于亡君故内匠公之靈。衆皆拜伏。又讀曰。去年三月十四日。我公與吉良上野君。有事於朝。臣等卑賤固不與知。竊以事情料之。雖臣等亦知其有深怨。憤怒非得已也。但不幸仇人未得。而公賜死。國除。繼之以皇室遷徙。大學君被囚。雖事出官裁。職仇人之由。臣等不忠不材。不能折衝禦侮於前。又不能排難解紛於後。使我公身死世絕。一朝而亡。祖宗百年之業。亦臣等之罪也。今乃倍朝命。謀仇人。難固知非公敬上之意。然臣等既食君祿。宜死君事。苟視君仇人而不爲之報。仰有以慙。不共戴天之言。俯無以酬。不同階地之義。他日苟徒抱耻而死。亦何面目以見我公於地下乎。由是臣等相議誓以死報。自始謀此事。來。棄妻子。離親戚。奔走東西。不遑寧處。衝冒雨雪。并日而食。一以間視仇家。不失機會。爲務。而衰老之臣若多病者。恐不及事。謹先朝露。則相勸急於致死者屢矣。直謂此言則果於致死者。微良。然又恐輕舉輒敗。重爲世笑。以貽我公之辱。是以曠日持久。而不致發。亦有待焉耳。遂以前夜四更。往攻吉良氏。賴天之明。君之靈。果得仇人。以首來獻。自今以往。某等有以復公。而死無憾矣。此匕首昔公在時。割所愛。以賜良雄者。今謹還上。公有靈請以此甘心仇人。以快當日之怨。臣良雄等再拜稽首謹告。讀畢。起取盤上首。以匕首擊之。三。乃復焚香。拜退。衆亦如之。皆泣數行下。良雄等還至中堂。見主僧曰。某等之事畢矣。前使人詣仙石伯耆君。告以某等。罪貴寺。誠以犬馬戀主之心。不忘故君墳墓之地。幸得就死於此。亦臣等之願也。願和尚無以亡虜之餘。見拒。令開門。曰。上杉氏必率衆來攻。某等出迎。彈正君。謹以某等首授耳。或曰。是日中村清左衛門。鈴木十八。中田利平。大田中貞四郎。



寺山泉岳

同到泉岳寺、因寺僧言曰、前夜離社會、至則公等已去、悔之無及、其雄令人昨夜之事以  
後、見其已聞之矣、今當出見前等、而昨夜力變吾腰脫矣、無力出見、則去、四人慙去、直清  
人、蓋其雄以此愧四人也、於是具書使寺坂信行日夜西馳赴藝州、  
以「前夜復仇事」狀「白大學君」及過「赤穂故里」報「家人」知「之」。

因各託「家書」以行。世傳是日有一官女乘轎至寺、自稱夫人、曰野氏、曰夫人  
此事、此諸君亦赤之力也、先君亦知之於地下矣、夫人不憚就見諸臣、願我寡婦身依  
主人不得動靜自由、故使人、其雄等頓首再拜曰、此先君之靈也、臣等何力之有、  
初稱本姓之、其後小谷御書寫直清言、該野家無道此事者、蓋好者爲之也、今則本文不  
能、獨以其事傳於此、又、寺主僧引衆入坐、獨其雄父子與衆異  
レ室、爲表「明舖」之、見衆塞、謂曰、寺法禁酒不入、然諸君寒矣、  
不得酒無以自強、不可拘以常法、乃買酒三斗、縱衆飲、衆飲  
レ酒勇氣十倍、曰以此戰上杉氏兵何足敵哉、酒闌各爲「俳歌」祝志。

### ○四十七士に關する裁決の逸事

赤穂の遺臣四十七士の事に就ては、世に種々の議論を爲すもの  
あれども、名所圖會には關係なければ、之を叙述せず。唯賜死  
の事に至りては、世人或は誤解せし者多く、幕府に於ては當時  
助命すべきとの議論もありしかど、法典に反ればとて、遂に死を  
賜りしとの説を傳ふる者あり、其の實は決して然らず。初は打首  
との事なりしを、當時御側御用人にて、權勢ありし柳澤吉保侯の  
徂徠荻生先生の言を採用ありて、之を五代將軍綱吉公に上申せ  
られしに因り、始て賜死といふ寛典に處せられしなり。此事は未  
だ世に知られざる所なれば、柳澤家秘藏の日記に徴して之を掲  
記すべし。

元祿の比、淺野内匠頭長矩公の舊臣大石内藏助始傍輩四十六  
人の者、吉良上野介美央公の屋敷へ忍込、亡君の仇の由にて、  
上野介殿を討取、亡君の菩提所泉寺へ供養の後、上の御成敗  
を伺ひし故、細川越中守綱利公へ十七人、毛利甲斐守綱元公  
へ十人、松平隠岐守直公へ、十人水野監物忠之公へ九人、  
御預けにて、御老中には阿部豊後守正成公、土屋相模守政

近公、小笠原佐渡守長重公、稻葉丹後守正通公、御評議の上  
御先例等段々御取調有之候處、御一同御評議には、右の輩は  
仇討の宿意有之連、或は町人又は日雇人足の姿に身をやつ  
し、殊更深更に人家へ忍込候次第、武士に有之の間敷致方に候  
得は、全、夜盜の輩の致方に付、其御取調にて可然連、四十六  
人の輩討首に可被仰付、御沙汰に相極候處、永慶寺様此頃御  
側御用人御勤被成候ひしか、甚た御歎ケ敷被思召候得は、  
御退出後、兎角御裁許の程不被遊、御心濟候に付、御家來  
儒者志村三左衛門荻生惣右衛門兩人被爲召、御裁許の義御  
内談有之、猶我朝者格別、若も異國杯に右様の成敗致し候例  
も見當候哉との御尋有之候然る處、三左衛門は老儒の事にて、  
右様の義は歴代の内にも透と相覺不申候得は、御例に相成候  
義無御座候と申上候に付、若輩なれ共惣右衛門は如何と被  
成御意候處、惣右衛門申上候には、扱も御評議の各様には、  
誠に些細の事に御拘有之候て、大要の事を御心付無之義と  
被相伺申候、惣て物は大要の事にては、些細の事は致顧著  
不申事、聖人の教に候、當時忠孝の道は上にて、御政務の第  
一と被遊候御義の處、假にも其趣意にて、相目論見候者の御  
成敗を、盜賊と御取調とは、さりとては無御情義に候、忠孝  
を心懸て致候者、盜賊に相成候例に候は、不義不忠の心懸  
の者の御取調は、如何にて可然哉、依之異朝の事は先差置、  
我朝當時の御例を以て御取調有之、切腹被仰付候は、彼  
輩の宿志も相立、如何計世上の示にも相成可申義と申上候  
得は、永慶寺様殊の外御藩被遊、翌朝は例より半時早め御  
登城有之候て、右の趣被達上聞候處、常憲院様にも甚被  
遊御感悦、御評議に相變、各切腹にて、内藏梓吉千代始十九  
人の輩は、遠島に被仰付候、

近公、小笠原佐渡守長重公、稻葉丹後守正通公、御評議の上  
御先例等段々御取調有之候處、御一同御評議には、右の輩は  
仇討の宿意有之連、或は町人又は日雇人足の姿に身をやつ  
し、殊更深更に人家へ忍込候次第、武士に有之の間敷致方に候  
得は、全、夜盜の輩の致方に付、其御取調にて可然連、四十六  
人の輩討首に可被仰付、御沙汰に相極候處、永慶寺様此頃御  
側御用人御勤被成候ひしか、甚た御歎ケ敷被思召候得は、  
御退出後、兎角御裁許の程不被遊、御心濟候に付、御家來  
儒者志村三左衛門荻生惣右衛門兩人被爲召、御裁許の義御  
内談有之、猶我朝者格別、若も異國杯に右様の成敗致し候例  
も見當候哉との御尋有之候然る處、三左衛門は老儒の事にて、  
右様の義は歴代の内にも透と相覺不申候得は、御例に相成候  
義無御座候と申上候に付、若輩なれ共惣右衛門は如何と被  
成御意候處、惣右衛門申上候には、扱も御評議の各様には、  
誠に些細の事に御拘有之候て、大要の事を御心付無之義と  
被相伺申候、惣て物は大要の事にては、些細の事は致顧著  
不申事、聖人の教に候、當時忠孝の道は上にて、御政務の第  
一と被遊候御義の處、假にも其趣意にて、相目論見候者の御  
成敗を、盜賊と御取調とは、さりとては無御情義に候、忠孝  
を心懸て致候者、盜賊に相成候例に候は、不義不忠の心懸  
の者の御取調は、如何にて可然哉、依之異朝の事は先差置、  
我朝當時の御例を以て御取調有之、切腹被仰付候は、彼  
輩の宿志も相立、如何計世上の示にも相成可申義と申上候  
得は、永慶寺様殊の外御藩被遊、翌朝は例より半時早め御  
登城有之候て、右の趣被達上聞候處、常憲院様にも甚被  
遊御感悦、御評議に相變、各切腹にて、内藏梓吉千代始十九  
人の輩は、遠島に被仰付候、

此一節は我學友なる舊柳澤家の臣幸田思成君の寄せられし所なれば。最も正確なる者なり。

### ○三田の稱

三田はむかし御田と書せしが。後に三田と書改め。今も此文字を用ゐ居れり。御田とは伊勢大神宮の神田ありしよりの名にして。和名類聚抄に。明かに荏原郡御田郷とあり。且つ神風抄に武藏國飯倉御厨とあるは。即ち其の證にて。飯倉は御田の稻を貯藏する倉庫ありしよりの名にして。彼の芝大神宮は。其の地に伊勢内宮の御分靈を鎮き祀れるなり。かゝれば三田の御田たりしことは分明にて。毫も疑ふ所なし。何れの頃よりか三田と書改めて。本義を失へるにや。平家物語の木曾殿最期の條に。武藏國の住人御田八郎といへる名見ゆれば。此時は未だ改らざりしならむ。小田原北條氏の文書には。已に三田の稱の散見すれば。改りしは其の以前なるべし。武藏風土記殘篇といへる偽書には。荏原郡御田郷或箕田。公穀三百六十七束。假粟三百十九丸。貢松竹蘇等。有諸禽充大膳或木工寮とあり。此の或箕田とあるより。遂に渡邊綱の住地などいふ諸説起れり。そは別項に之を詳記すべし。

### ○三田は渡邊綱の舊跡にあらず

三田には綱阪あり。綱の塚あり。産湯の井ありと稱し。諸書之を記して源綱の舊跡とす。然れども詳細に考索すれば。其の地違へり。此事に就ては。武江圖説最も力を盡したれば。左に其の説を掲ぐべし。

續江戸砂子云。三田會津大守の下屋舗の地なりといふ。鷲峰先生の箕田園の記をみて。里談の虚からざるを知る。傳記の略に云。武州荏原郡澁谷庄箕田邑は。源綱が陳跡なり。綱考て仕を

かへし。此所をはる。しかりしよりこのかた數百の星霜をふるといへども。其家獨ほ存す。家上に松を栽て。遺跡を標す。則是壯氣いまだ散せず。千歳の餘情あるものか。明曆四戊戌の夏。會津源公此地を賜ひ別荘とし給ふ。猶ほ其家を存する事は。蓋し其勇を取り古の士を尙たまふ義乎云々。鷲峰文集に見ゆ。按るに綱出生の地或は綱が事蹟。此處とするは誤なり。清涼箕田園記をみて。鷲峰先生の書し事故實とするは誤れり。鷲峰先生は望に任せて。此記を書しならん。何ぞ虚實を正すに及んや。此地に此記を望れしも。土俗久しく綱が事蹟を此所とするにより。里諺に據りて其記を用ひ給ふ事。又ひへなるべし。然れどもよく舊記にたより。古跡を考ふるに。此地は則ち三田家の舊領にして。代々此處に住す。三田家譜を按るに。三田三河守其子駿河守綱勝住武州三田とあり。代々綱の字を以て名とす。故に後人渡邊綱と相誤るなるべし。江戸砂子に。書所の窪三田八幡に。綱の石碑あり。年號はよほど時代後と云へりと。是を以ても知るべし。此石碑も三田一黨の碑なるならんか。渡邊系圖に云。源次充被配武藏國足立郡箕田郷。大力而有武勇譽。於其屋地稅納於箕田八幡宮とあり。綱が出生の地は足立郡の箕田にして。代々是に任ずること明らかなり。貝原翁木曾路の記に。鴻巣より熊谷へ三里半の間に。阿部豊後守殿領内箕田村の中に八幡あり。是渡邊の綱が社なり。綱は祖父より箕田に在し故。箕田源次と號すとみえたり。予一とせ木曾路を東武へ歸る折から。此熊谷邊を過し時。箕田に於て綱を祭ると云八幡へ參詣せり。其少し先に諏訪の社あり。是は綱殊に崇敬して歩行をばてびし社なりと。其處の翁語りぬ。是等の據を以て考ふれば。綱が事蹟は足立郡の箕田なることうたがいあるべからず。三才圖會云。渡邊綱十三歳の時伯母の養子として。攝州渡邊に

住す。仍て渡邊と稱す。老後家督を長子久にゆづりて。箕田に退居す。名を綱岡と改め。其廟寺を建資持寺と云ふ。

足立郡箕田村六孫王源經基在住。箕田城址に相違なし。又云延長中源仕箕田に居すと云。仕は綱が父なり。嵯峨天皇子左大臣融の孫大納言昇の息なり。世に箕田の仕と云。綱は此地に於て出生。源賴光に仕へ。後攝州西畦野に退隱して。四五年歴て万壽二年春死年七十三と云ふ。江戸名所圖會に云。按に此地を以て渡邊の綱が舊跡とするは誤なるべし。或人云。此地は三田家の舊領にして。三田氏累世こゝに住す。三田家譜に。三田三河守其子駿河守綱勝武州三田に住す。代々綱といふ字を名とす。依て後人渡邊の綱と混し交へて誤れる歟と云々。渡邊系圖に云。源次充武藏國足立郡箕田郷に配せらるるとありて。三田とすることなし。三田箕田同訓なる故に。混雜してかゝる附會の説をばもうけたりしなるべし。鷲峰文集に箕田園記と號するものありて。此地を渡邊綱が舊跡とせらる。其文はこゝに略せり。永祿二年。小田原北條家の所領役帳に。大田新六郎知行の内に。三田内壽樂寺分同箕輪寺屋分。又島津彌七郎知行。三田阪間分。及中村平次左衛門知行。三田高福寺分。本住坊寺領に同所にて惣領分の地等を配すと見えたり。

是に於て記者も亦試みに改選諸家系譜後編卷之百七十二を檢せしに。渡邊氏源姓家紋三星一文字とありて。源融より湛、昇、望、適、濟、住、宛と次第して宛の傍に源次被配武藏國足立郡箕田郷。因號箕田源次。又稱箕田源氏。大力而有武勇譽。即於其屋地祝納於箕田八幡。加起新田。故恐起源次。此郷至今不次源字名焉とあり。是れ綱の父なり。(江戸名所圖會には充とあれども記者の見たる本には宛とあり)さて綱の條には。綱源次別當。内舍人號渡邊生武州足立郡箕田仁明天皇御子

左大臣贈正一位源光公孫源敦者多田滿仲曾也。養之爲子、其爲人也、有義且勇也、曾以武勇揚名於都鄙、無津守賴光之家有武勇之譽者四人、稱之四天王、就中渡邊綱最有名、無雙肩者、故當時稱之四天王之最也、相傳曰、綱曾有治怪異者之功、其時之故事至子今爲綱後胤者、於甲之頂上、不穿穴とあり。系譜などは素より確信すべきものにあらず。明かに足立郡箕田とあれば。兎に角、てはあらざるべし。

### ●三田四國町

#### ◎位 置

三田四國町は新開の地にして。其の區域殊に廣く。東は新堀町、西應寺町、本芝入横町等に接し。西は三田同明町を控へて。三田二丁目二丁目と相對し。南は田町一丁目、二丁目等と隣り。北は松本町と新堀町の一部に臨み。道路縱横に連絡し。殊に三田の大路は其の西を通じ。芝園橋の新路其の東部を貫けり。番地は。舊邸地なるを以て。其の區域に比しては多からず。一番地より三十三番地に至るに過ぎず。

#### ◎町名の起原

三田四國町は。もと里俗の稱呼にして。本名にてはあらざりしを。明治の初年に。遂に公稱することゝなれり。此地以前は阿波の徳島、土佐の高知、讃岐の高松、伊豫の松山の四藩邸あり。後に鹿児島、徳島、舉母、因州新田の四藩邸となりしを以てなり。文久元年の江戸切繪圖には。松平修理太夫、松平伊勢守、内藤山城守、松平阿波守、水野和泉守及び仁賀保主税助、有浦頼負、松平長八郎と置名しあり。

#### ◎景 況

當町は。前記の如く舊邸地なりしに因り。他の市街とは其の趣を異にし。煙突處々に直立して。常に煤煙を噴くを以て。一見



同門前義士のみやげ商店の圖

して工場の多きを知るを得。学校の數も亦一二に止らず。

日本壁紙會社	同	三田四國町二番地第一號
日本ペンキ製造株式會社	同	同 二番地第二號
高安電機工場	同	同 二番地第十八號
三吉同	同	同 二番地第廿一號
東京自然電燈球製造株式會社	同	同 二番地第廿三號
若山鉛管製造所	同	同 九、十八、十九番地
芝鑄造所	同	同 二番地一號
金津工場	同	同 二番地一號
水崎工場	同	同 二番地一號
三田機械製造株式會社	同	同 二番地一號
三田學校	同	同 四號
東洋學校	同	同 六號
齊田小學校	同	同 十五號
先進學校	同	同 二十號
大日本水産會傳習所	同	同 十一、十二番地
市立芝小學校	同	
同南海小學校	同	

◎三田同朋町

◎位置

三田同朋町は。三田四國町の南西角に介在して。横に長く。南は通新町に臨み。西は三田二丁目と路を隔て、相對せり。番地は。一番地より二十番地に至る。

◎町名の起原  
三田同朋町は。むかし讃岐高松の藩邸なりしが。元祿九年に上地したりしを以て。其の後は幕府御坊主の町屋敷と成れり。因て此稱あり。同朋町は處々に在るに因り。三田の稱を冠せり。

◎三田小山町

◎位置

三田小山町は。芝區の西隅の一角にして。東は赤羽町即ち海軍造兵廠に對し。西は一の橋二の橋の間なる古川に俯し。南は三田綱町に。北は新門前町に接せり。此地は小山の稱に違はず。大抵丘陵にして何れより至るも。阪路を具降せざるべからず。但北東の方面のみは稍平坦なり。番地は一番地より三十九番地に至る。

◎町名の起原沿革

三田小山町は。もと三田久保町及び龍原寺、當光寺門前町と唱へし所。并に其の他の寺地を併せて。明治二年古來の通稱に従ひ。此名を命したり。乃ち此邊は其の地勢高く。一帶の小山たるを以てなり。同五年に至り舊黒田甲斐守。并に松平時之助の邸地を合併して。其の區域を擴張せり。天祖神社前の横町を里俗に巢穴と唱へ二の橋東詰に下る阪を日向阪といふ。是はむかし此邊に毛利日向守の邸ありしに因るといへり。小山町と公稱する區域は。前記の如くなれども。實際世人の小山と汎稱する所は。綱阪上即ち三田綱町と三田一丁目の一部に涉れり。

◎天祖神社

天祖神社は。三田小山町十番地。即ち海軍造兵廠の西脇手より三田綱町に出る道路の左畔なる高處に在り。もとは小山神明宮と稱し。天台宗なる不動院之か別當たり。當時は其の神體を雨寶童子と號し。諸書にも之を記したるは笑ふべし。苟も神明の稱あり。問はずして之を知るべし。俗間に當社を元神明と稱するを以て。芝大神宮の舊跡なりといへり。砂子の補遺には。之を誤りとせり。創立の年次及び沿革に關する書類は。文化の火災に罹り。烏有に歸したるよしにて。之を證明する能はざる

は。遺憾なりといふべし。今存する鹽水石に天和三年七月從五位勝明と見ゆれば。其の以前より在りしこと明白なりとす。今の堂宇は天保八年の再建に係る。

古老の言に據れば。往古御田城といへる源家の城砦ありし時。渡邊綱大に崇敬せりといふ。此事は素より信するに足らず。そは三田の條下を參考して之を知るべし。

當社は小山赤羽二ヶ町及ひ綱町一部の鎮守神にして。大祭は毎年九月十五日なり。

●三田綱町

◎位 置

三田綱町は三田小山町の南位に在りて東は三田一丁目二丁目に對し西は直ちに古川の流に枕み南は三田豐岡町に接し三田北寺町に通し居れり

番地は一番地より十二番地に至る

◎町名の起原

三田綱町はもと小山又は三田と汎稱せし区域内に在りて別に名稱はなかりしを明治五年に至り松平肥後守、島津淡路守、織田出雲守の三邸地を合併して名けたるなり從來當所には綱阪あり綱の舊跡と稱する者多きを以て此に據れり

◎景 況

當所は舊邸地なるに因り今に至り大抵屋敷町にして小林銀行等あるに過す前總理大臣秘書官たりし久保勇君の邸も此地に在り

●渡邊綱の舊跡と稱する者

渡邊綱の舊跡は綱阪の外。第一に舊會津侯の邸（明曆四年此地を領す）と稱す。綱産湯の水といふは同所に在り。狂歌江戸名所圖會に「底ふかき産湯の井戸の井戸替にしのふひかしの遠きつな阪」き、腕はをれるはかりに汲上るそきみわろき綱の古

井戸」などの狂詠も見ゆれば。深きこと知るべし。

綱駒・繁松は舊隱岐侯の邸。今の松方伯の邸園西の方に在り。綱塚・三田功運寺の境内に在り。懷古松は其の冢上に栽る所のもの。半月池は其の傍にある小池なり。

此外綱か手引阪（舊有馬邸の南阪）綱生山・當光寺等あり。其の他近傍の神社にては。皆綱の故事を説けり。

●綱 阪

綱阪は。舊松平隱岐守と舊松平肥後守屋敷の間を寺町に下る阪にして。今は松方伯邸の西脇に當れり。此渡邊綱の舊跡と稱するもの多きを以て。此名あり。ひかしは隱岐侯の辻番所。阪に枕みて在りたり。狂歌江戸名所圖會に「辻番の晦日掃除に右蜘蛛のありかを見たす三田の綱阪」と見ゆ。之を江戸切繪圖に徴せしに事實なり。今は阪上北の方に巡查派出所あり。

●聖 阪

聖阪は。三田の大通より臺町濟海寺の方へ上る阪をいふ。江戸鹿子には赤はねより六町午未の方。いにしへ高野ひじりの開きし阪なりといふとあり。砂子にはひかし聖商人の旅宿ありと見ゆ。按ずるに此邊は寺多ければ。法師の開きしものなるべし。目下改築の工事中なり。

◎三 田 自一丁目 至四丁目

◎位 置

三田は一丁目より四丁目まであり。東は三田四國町と路を隔てて相對し。西は三田綱町に隣り。南は三田北寺町・三田功運町、通新町に連り。北は赤羽町に接せり。其の東面は大路に臨み。一丁目の一部と二丁目の過半は。丘陵を帯ひて高燥の地たり。

◎町名の起原沿革

三田町はもと三田村の内なりしを。寛文二年より漸次に開發し

て。市街地となし。之を四丁に分てり。明治二年に至り。春日神社の門前地其の他寺地及び伊皿子明下町を合し。五年に至り。更に松山、島原、龍野の藩邸并に諸士の宅地を併せて。其の區域を擴張せり。

### ◎景況

當町は。赤羽橋より芝田町に通ずる要路を控へ。中央に慶應義塾北に海軍造兵廠を有し。夥多なる華客の團體を迎ふるを以て。漸次繁榮の景況を見るに至れり。

### ●春日神社

春日神社は。三田一丁目廿三番地に在り。大和國三笠山の春日神社の御分靈にして。村上天皇の御宇天徳年中武藏國司藤原正房來任の際。春日神社は藤原氏の宗廟なりとて。此地に鎮祀せりといふ。其の後文明の頃。法印慶賢中興す。故に明治以前は三笠山神宮寺と稱し。僧侶之が別當たり。社掌三笠教恩君の報する所に據れば。祭神は天兒屋根命の一位なるよし。諸書には武甕槌命、齋主命、天津兒屋根命、比咩大神の四座とせり。但文化三年の火災に罹り。寶物及び古文書を焼失し。其の詳細を知るによしなきとの事なり。

當社は三田の鎮守神にして。大祭は毎年九月九日なり。

### ●松方伯の邸園

松方伯の邸園は有名なる者にして。三田一丁目廿八番地に在り。舊松平隱岐守の邸宅にして。相傳て澤庵和尚の經書せし所といふ。元祿十五年十二月淺野家の遺臣大石良金、大高忠雄等十人。預けられて此邸に在り。明年三月共に死を賜りしは。人の皆知る所なり。今園中に在る池は。當時屠腹の場區を掘鑿せし者にして。其の傍なる假山は鮮血の灑きたりと稱する土壤を堆積して築きたるなり。全山槭樹多きを以て。霜葉爛紅の際には

最も奇觀なりとす。一たびこゝに遊べる者は。皆此の風光に對し。大石等の赤誠を想ふて感嘆せざるはなし。又池南の瀑布は之を御幸の瀑といふ。明治二十年本邸に行幸ありし時造りしを以て此名あり。記者嘗て遊覽して記文を草せり。今之を附録して大方の一察に供す。亦以て其の梗概を知るに足らむか。

### ●游松方伯三田邸記

任重則責大責大則心勞。於是乎不可不游息以慰之。是臺閣諸公之所以有庭園之勝也。今府下以勝概著者不爲不多。而特推我大藏大臣松方伯三田私邸云。明治二十一年十一月二十日。余與同僚諸子游。蓋並木君學軒所先容也。是日午後三時退衙。與山内香溪同車到邸門。步入園扉。園甚宏潤。南面有丘。蜿蜒延西。而一丘東起。池開于南丘下。廣數百弓。奇石懸落間瀑布懸焉。池畔見雙鶴。近則銅製。池水澄澈如磨鏡。而丘上綠樹間紅葉點綴。爛熳如花。影倒映水中。似瀾萬段錦繡。衆皆嘆奇。於是迂曲登西丘。有亭以大樹蟠根爲覆椽。茅屋蓋之。結構古雅。其下安陶卓。亭下平坦處則調馬場也。繞出斷崖俯瞰園阪。仰則蓮嶽在眉睫。而是日淡陰不得望爲憾。蜿行到南丘。得茶寮。家扶池田氏導入寮。小而雅。閒而潔。高田二雪精茶式。爲吾說其制甚詳。下而赴東丘。有老樺。輪囷天矯。大蔽牛。自立高處北望三線山。五層浮圖高抽於樹林蒼鬱中。時風颯然至。鏗聲自雲中落。殊爲奇想。東眺芝浦。碧波渺漫于脚下。白帆往來于掌上。總房諸山髣髴如有如無。景色絕佳。憾無夕陽明媚之觀耳。下丘得木製燈籠。扇形綠柳而彫刻尤巧。欄以環之。又有銅製大香爐。古色蒼然。池畔怪石偃臥。若使米南宮見之。必正笏拜矣。既而上堂。前面懸坡瓌方鏡。鏡左右蠟石製婦人像立焉。有六曲屏風。近視則波濤狂湧。信鷗亂飛。一輪明月掛大空。即圓山應舉所畫。床壁揭貫名海屋書呂仙詩幅。字本如橙。筆力雄勁。床下陳馬鞍。

光彩照席。德堂背入次室。凡上排書帙。傍置刀劍數口。錦囊盛之。皆名工所鍛。一見士心動矣。轉到奧室。山稅藻節。經營尤美。去歲聖上臨幸所設玉座云。有步障。畫子母雞游啄圖。精神躍々呼則欲動。其背則薰下狗兒游戲圖。筆勢靈活可愛。共應舉之畫。又見二屏風。一則扇形中各種花浮起而開。麗妍眩目。光琳所筆。一則水柳白鷺。古雅可玩。係符野元信所寫。共皆希世之什寶也。堂緣外有石製盥器。大合抱形如畫實。其下水所灌。石壁巖巖意匠可觀。脫履石長數間亦奇。庭上安鐵燈籠。其銘曰天正十四丙戌歲與二郎。使人不堪心醉焉。次室則爲書院。床壁岩架架之制尤雅潔。還入正堂。池田氏豫點華燭。供美酒饗蕎麥麵。銀絲縷々與口相接。杯數巡。興趣勃然。學軒呼白牋。以貫名翁書讀課詩。余席上賦一絕曰。霜樹紅深爛錦霞。何圖冬日見春華。東風別在高堂酒。一醉開來滿面花。小山春山以下數人。吟咏揮酒。雲煙起而墨龍定。時有戲庭上者。有臥卓上者。各適其適。興不可言。七時散去。則紅葉已沈蒼苔中。唯聽瀑泉淨々鳴環珮耳。嗚呼大臣不秘其勝。使吾曹縱觀。所謂與衆偕樂者。胸襟磊落可欽仰也。余因有所感焉。嘗當楮鈔紛錯物價昂騰之時。大臣夙定硬貨之議。促吏鑄造金銀貨幣。於是楮鈔日漸銷。而黃白廣布于世上。物價得平衡。人心以寧。當是時勞其心苦其思果如何也。但有此庭園而慰其積勞。固其所也。如吾曹碌々沈淪下僚。毫無效於聖時。可謂與米蟲紙蠹同耳。今日偶座其堂觀其園。美酒如泉。佳饌如山。以樂大臣所樂。亦何幸。是所以有此詠記也。

### ●慶應義塾

慶應義塾は。三田二丁目二番地に在り。東京市中殊に有名なる學校にして。慶應四年福澤諭吉翁の創立せられしものなり。爾來三十五年間。此塾より出たる人材甚だ多し。翁は一昨年已に

卒去せられたれども。學校は益々盛大になりて。方今は清、韓兩國人の留學する者も亦少からず。翁嘗て設立の主旨を記していふ。

慶應義塾は。單に一所の學塾として。自から甘んずるを得ず。其目的は我日本國中に於ける氣品の泉源智徳の摸範たらんとを期し。之を實際にしては。居家處世立國の本旨を明かにして。之を口に言ふのみならず。躬行實踐以て全社會の先導者たらんことを欲するものなり。

此言を以て其の概要を知るを得べし。今慶應義塾一覽に據りて其の沿革の概略を掲ぐることを左の如し。

本塾は安政五年の冬。鐵砲洲與平邸内に設立したる者にして。初は荷蘭書のみを講じたりしが。文久二三年の頃より。事ら英學を教授することゝ爲せり。慶應四年即ち明治元年。與平邸は外國人の居留地と爲れるを以て。芝新錢座に塾舎を新築して之に移轉し。當時の年號を取りて慶應義塾と名けたり。當時は内國戰亂の最中にして。學生中國事に奔走するもの多く。百人に近き學生。僅に十八名に減じたることありたれども。本塾は一日も業を廢せず。天下の騷擾漸く治り。學生の員數増加するに隨て。新錢座の地所建物も狹隘なるに至りたるを以て。再び明治四年の春。三田二丁目舊島原藩邸に移轉せり。即ち今の東京市芝區三田二丁目二番地の慶應義塾なり。本塾の地は。一萬四千坪あり。地位高燥風景佳絶にして。最も學生の衛生に適せり。爾來來學するもの益々夥しく。其成業し社會に立つもの亦甚だ多し。創立以來學制は漸次に改良進歩し。明治廿二年には。慶應義塾規約を確定して。其組織を鞏固にし。大に有志家の寄附金を募集し。多く外國教師を雇聘し。新に大學部を置き。先づ文學、法律、理財の三科を教授し。以て學科の程度を高め。

更に明治卅一年に至り。政治科を増設したり。又明治廿三年中。本塾内に商業學校を新設し。商業專修者の便に供せり。明治廿九年に至り。文部大臣は大學部高等科及普通科を以て。中學校の學科程度と同等以上のものと認定せられ。滿二十八歳迄。徴兵の猶豫を得たるは。學生の爲に甚だ便利なりとす。本塾内幼稚舎と名け。拾貳參歳以下の幼年者を保護教育する所あり。明治七年の創立に係り。爾來歲と共に進歩し。次第に其の設備を整へ。遂に校舍寄宿舎等を新築して。學事衛生上の便を謀り。益々兒童の教育に適切なる方法を用ふるに至れり。

●月波樓

月波樓は三田一丁目なる蒼松平主殿侯邸看樓の號なるよし。其の記文は林羅山の東明集に見えたり。海濱に接し月夜の眺望殊に佳絶なるよりかくは名けたり。今や則ちなし。

●三田功運町

◎位置

三田功運町は。東の方は通新町に對し。其の一部は侵進して田町五丁目に連り。西は三田北寺町と南寺町とに接し。南は南寺町の一部と三田臺町一丁目の一部と。其の界を交へ。北は三田三丁目に隣れり。過半は丘陵に據り阪路を擁せり。番地は一番地より四十三番地に至る。

◎町名の起原

三田功運町は。もと三田功運寺門前と稱し。里俗に聖阪町と唱へしを。明治二年に至り。今の名に改めたり。同五年更に龜岡、森の二藩邸と他の寺地とを併合し。其の區域を擴張せり。

●功運寺

功運寺は。三田功運町二十四番地に在り。龍谷山と號し。曹洞

派の禪刹にして。三河國の龍門寺に屬す。開山を黙室天周和尚といふ。(天周は江戸名所圖會に記する所にして。砂子には天間武江圖説には天間に作れり) 開基は天叟慶存和尚なり。當寺は定會地にして。寺格は獨禮なりし。功運町の稱は全く此禪刹より起れり。

當寺は。明治維新の際一旦無住職となり。舊記散逸せしよしにて。其の詳細を知る能ざる旨。現住職大溪泰童氏より報告ありたり。實に惜むべきことなり。

●三田北寺町

●三田南寺町

◎位置

三田南北の寺町は。南北に延長して。東は三田三丁目、三田功運町、三田臺町一丁目に連り。西は三田綱町の一角と。三田豐岡町、三田松阪町に接し。南は三田松阪町の一部と。三田臺裏町の一角と。其の界を交へ。北は三田四丁目に密附す。當地は三田臺の背に當り。漸次に低窪せるを以て地勢一様に平坦ならず。

北寺町 自一番地至二十二番地  
南寺町 自一番地至三十九番地

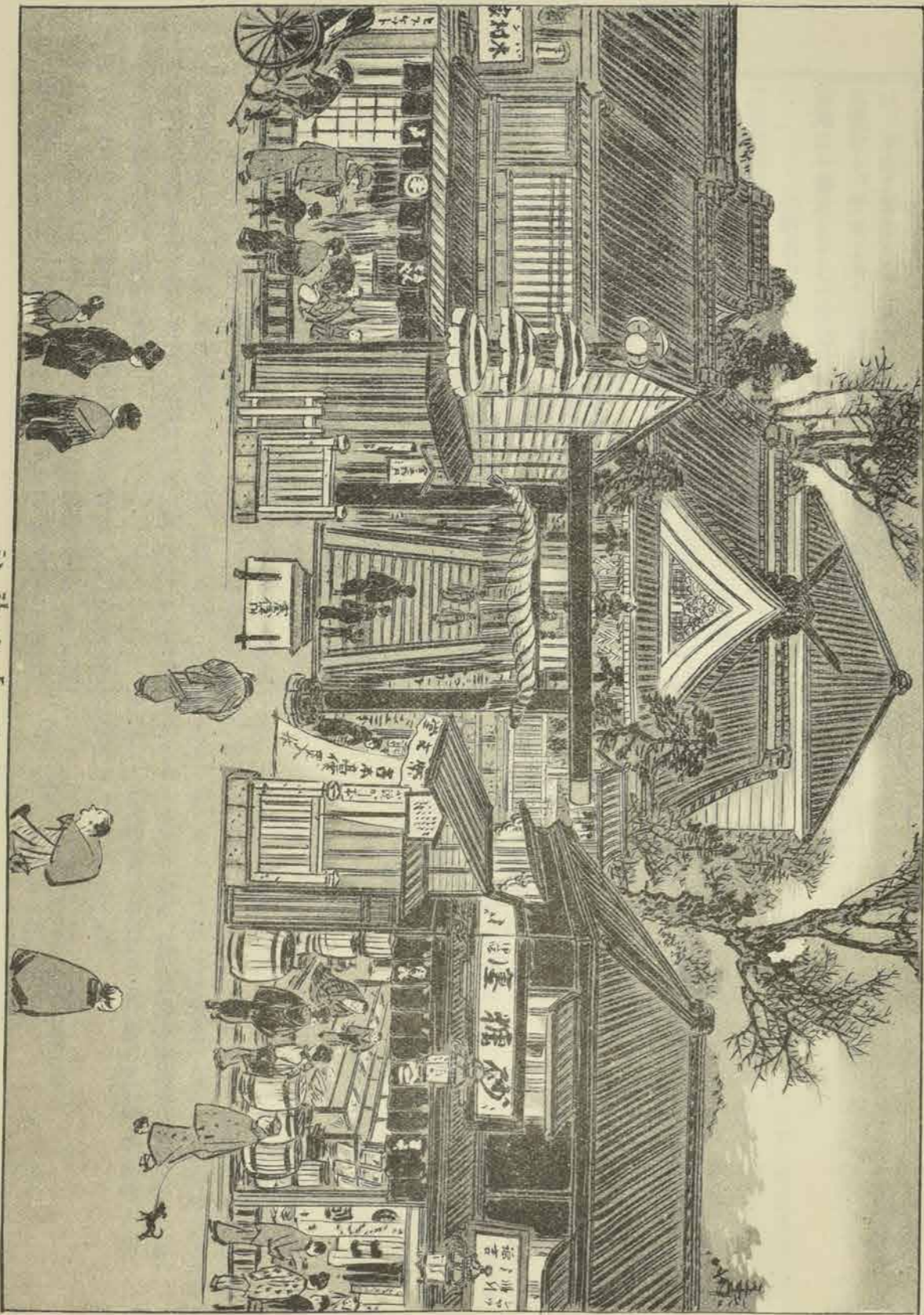
◎町名の起原沿革

當町は。昔より寺院のみ連接せるを以て。寺町と通稱し來れるを明治の初年に遂に町名に公稱し。之を二分して北の方を北寺町。南の方を南寺町と呼ぶこととせり。

●三田豐岡町

◎位置

三田豐岡町は。東の方は南北の寺町に接し。西は斜に古川に沿





ひ。南は三田松阪町と其の界を交へ。北は路を隔て、三田綱町に對せり。當地は全く三田臺の西下にして。地勢甚だ低し。番地は一番地より七十番地に至る。

◎町名の起原沿革

三田豐岡町は。もと今の南隅に在りし小市街にして。豐岡某の開きし所なるを以て名くといへり。明治二年に三田隨應寺門前、麻布善福寺門前代地を合し。同五年に青木美濃守邸、水谷主水及び諸士の宅地を併せて。其の區域を擴張せり。

●徂徠先生の墓

古學を以て高名なる徂徠先生の墓は。長松寺に在り。小松原石の石碑にて。表面には徂徠物先生之墓と題せり。是れ鞍岡蘇山の書せし所なり。蘇山は俗稱文次郎といひ。名は元昌字煥甫と稱す。始て先生に謁せし時。先生の書風を評論せしかは。先生之を愛し。薦めて郡山藩士と爲す。此緣故を以て揮毫せり。碑背には左の撰文を刻しあり。

嗚呼大東物先生之墓也、嗚呼先生復學於古、歸道雖魯、博窮物理、立言脩辭、德崇名垂不朽莫大焉、嗚呼先生出也、如日之升也、乃影之及無所不照其靡焉、嗚呼實出先生、天意可知也、其爲人其行狀弟子識矣、享保戊申正月十九日六十有三卒、姓物部、茂卿以字行、銘曰、洋洋聖謨、世用感久、天降文運、斯人云受、乃化乃弘、徽猷維厚、大業已成、日新富有、環其不壽、天奪斯人、匪天維奪、有司列辰、嗜我小信、環能字神、盛德不朽、永于厲民、元文四年己未秋七月、門人朝散太夫藤忠統撰、源君岳書。

此の朝散太夫藤忠統とは。當時幕府の若年寄たりし本多伊豫守にて。徂徠集に所謂翁蘭侯是なり。名は忠統字は大乾。晩に拙翁と號す。神戸藩主にて一萬五千石を食めり。源君岳とあるは。

葛鳥石にて。名辰といひ。君岳は其字なり。初め細井廣澤に學ひしが。後ち遂に一家を成し。又服部南廓の門に遊へり。是を以て之を書せり。

又此撰文の年次と。先生の卒年と隔たること少からざる所以は。本多侯は有位の人なれば。當時は嚴格なる世の例として。無位の者の爲めに文を屬するは。如何あらむとて。躊躇せられたりしを。太宰春臺諸例を調査し。大に力を盡して之に迫りしに因り。漸く成れりといふ。

又表面文字彫刻の際。石工の家に日々盲人來り。頻りに手を以て之を摩し。此所尙ほ淺ければ。深く刻さるべからずと。一々に指揮したりしかば。石工は之を厭ひて。萩生家に訴ふ。されどももと親切に爲すことなれば。そが儘になし置くべしと命せり。さて何人ならむと尋ねしに。是ぞ先生の門下に詩名を以て名高き高野蘭亭にてありき。蘭亭名は維摩字は子式。又東里と號す。年十七にて明を喪へり。碑面文字の常法より深くなり居るは。全く蘭亭の指揮に出たりとぞ。嗚呼一個の石碑にして。門下生の共に盡力せしこと此の如くなるは。殊に殊勝に覺ゆれば。こゝに記しぬ。

世人相言ていふ。先生の墓に謁すれば。書算の技に達するを得ると。是を以て詣者甚だ多かりしに因り。今より數代前の住職某。寒錢函を備へむことを請ふ。然れども萩生家にて斷然拒絕せりといふ。今に至り其の學を欽慕する者は。香火料を寺に納めて去ること少からず。以上は我友幸田思成君の親しく語れし所にして猶ほ同君は當寺に在る萩生一家の墳墓と墓下の作三首を寄贈せられたれば左に掲ぐ

萩生方菴

名菴一作徂徠之父叙法眼爲憲公侍曾  
寶永三年十一月九日卒

徂 名松平茂卿有所遺以字行  
享保十三年正月卒年六十三  
金 名道漢字大寧  
安永五年七月廿九日卒年七十五  
鳳 名天祐字順卿  
文化四年十二月十六日卒年五十三  
櫻 名經訓字君式  
天保十四年十二月十六日卒年六十四  
北 名松平茂達徂之弟爲府侍  
寶曆四年正月二十日卒  
青 名松平茂隆徂之弟爲府侍  
享和元年五月十七日卒

長松寺徂徠先生墓下作 山根 泰 德  
一片苔碑蕭寺松。焚香懷古泣遺蹤。雨餘唯有夏雲色。暫鎖青  
天白雪峰。

拜徂徠先生墓 香 山 彰  
鳥亂斜陽春寺中。滿山松柏起悲風。一抔黃土埋英骨。不朽儒  
林復古功。

徂徠先生墓下作 龜 井 昱  
嗚呼東海物先生。經術文章天下轟。豈料徂徠山上石。莓苔不  
掃鳥空鳴。

因みにいふ。萩生家の子孫は。萩生傳と稱し。記者と同所  
なる四谷大番町に居住しあり。

◎三田松阪町

◎位 置

三田松阪町は。古川の東畔に起りて。漸次に東に延び。南の方高  
輪臺町に沿ふて。其の一端は三田臺町に至りて止り。北は豊岡  
町、南寺町三田臺裏町と屈曲相接し。而して南の一部は白金志  
田町に對せり。其の區域は隣形にして。他町になき所なり。  
番地は一番地より五十一番地に至る

◎町名の起原沿革

三田松阪町は。明治二年永松町、芝伊皿子七軒町、三田北代地、  
三田實相寺門前、寶徳寺門前の諸地を合併して改稱したるなり。

もと永松町あり。且つ三田の阪路あるを以て。かく名けしなら  
むか。同五年に至り。舊小松藩邸及び土地寺地を併せて。其の  
區域を擴張せり。

◎景 況

當町は。三田臺と高輪臺の下に在る低地なるのみならず。白銀  
に接せし偏僻の地なれば。繁榮ならざるは形勢の然らしむる所  
なりといふべし。

◎三田臺町

◎位 置

三田臺町は。其の名の如く丘陵にして。二丁目あり。一丁目は廣  
く。二丁目は狭し。東は田町六、七、八丁目と連り。西は南寺町  
と其の界を交へ。南は伊皿子町に。北は功運町に隣れり。其の  
地勢屈曲して其の形正しからず。

- 一丁目 自一番地至四十五番地
- 二丁目 自一番地至三十一番地

◎町名の起原沿革

三田臺町は。三田の高丘に在るを以て名く。明治以後舊町に。  
赤阪一ツ木町代地を合し。又土岐美濃守の邸地と。寺地を併せ  
て。其の區域を擴張せり。

◎濟海寺

濟海寺は。三田臺町一丁目三番地。即ち聖阪の上左側に在り。  
周光山と號す。淨土宗にして。京都知恩院に屬す。開山を法譽  
上人念無和尚といふ。相傳ふ當寺と隣地なる舊土岐侯の邸地は。  
上古竹葉寺と稱したる眞言宗の寺なりしが。中古荒廢に及へる  
なりと。

群山下に在りて。雅趣すくならず。朝夕に標を釣舟は。沖  
に小く暮て數點の流火波を燒かと疑はる。羣芳發して綠陰深く、  
風露爽にして氷霜潔し。四時に觀をあらためて。風人の眼を凝  
しむる一勝地なり。と叙したるも諷言にはあらず。  
當時念無和尚の住したりし地を。俗に念無町といひしが。後ち  
あやまりて「ねいも横丁」と呼べり。

◎竹芝寺の古事

濟海寺と舊土岐侯の邸は。往古竹芝寺の舊跡なりとて。江戸名  
所圖會を首め。諸書に更級日記を引て。其の圖までも掲げられ  
ども。其の文を讀むに。素より信ずるに足るべき事實にあらず。  
されども名高くなり居れば。一興を博せむが爲めに。左に其の  
文を抄出す。

今は武藏國になりぬ。殊にをかしき所も見えず。濱も砂子白  
波もなくこひちの様に。紫生とさく野も蘆荻のみ高く生て  
馬に乗て弓もたる未見えぬ迄高く生茂りて。中を分行に竹葉  
といふ寺あり。遙にいゝさうといふ所の樓の跡礎などあり。  
いかなる所ぞと問は。是はいにしへ竹葉といふさかなり國の  
人のありけるを。火焚家の火焚衛士にさし奉りたりけるに。  
御前の庭を掃とて。なとや苦しきめをみるらむ。我國に七つ  
三つ造り居たる酒壺にさし渡したるひたえの瓢の。南風吹は  
北に靡き。北風吹は南になびき。西吹は東に靡き。東吹は西  
になびくを見て。かくてあるよと。獨ちちつふやきけるを。  
其時の帝の御ひすめ。いみしうかしつかれたまふ。只獨り御  
簾の際に立出給ひて。柱に寄かゝりて御覽するに。このをの  
こかく獨てつを。いと哀にいかなる瓢のいかなひくならん  
と。いみしう床しくおほされければ。御簾を押明て。あのを  
のこちよれとめしければ。かしてまりて。高欄のつらに參

りたりければ。云つること今ひとかへり我にいひてきかせよ  
と仰られければ。酒壺の事今ひとかへり申ければ。我をてい  
きて見せよ。さいふやうありと仰られければ。かしこく恐し  
と思ひけれど。さるへきにやありけん。おひたてまつりて下  
るに。便なく人追來らんと思ひて。其夜勢多の橋のものに。  
此宮を居たてまつりて。瀬田の橋をひとまばかりこぼちて。  
夫を飛越て此宮をかきおひ奉りて。七日七夜といふに。武藏  
國にいきつきにけり。帝后御子うせ給ひぬとおほしまとひも  
とめ給ふに。むさしの國の衛士のをのこなんいとかうはしき  
ものを首に引かけて。飛様に逃たると申出で。此をのこを尋  
るになかりけり。論なく本の國にこそ行らめと。公より使下  
りて追ふに。勢田の橋こぼれて得行やらず。三月といふに。  
むさしの國にいきつきで。此をのこを尋るに。此御子公使を  
めして我さるへきにやありけん。此男の家ゆかしくてゐて行  
といひしかば。ゐて來り。いみしくて。あかよく覺ゆ。この  
男罪しきうせられは。我はいかてあれと。是も前世に此國に  
跡をたるへきすくせもありけめ。はや歸て公に此よしを奏せ  
よと仰られければ。いはんかたなくてのほりて御門にかくな  
んありつると奏しければ。云かひなし。其男を罪しても。今  
は此宮をとりかへし。都にかへし奉るべきにもあらず。竹葉  
のをのこにいけらん世の限り。むさしの國を預とらせて。公  
事もなさせし。たゞ宮に其國あつけ奉らせ賜ふよしの宣旨下  
りければ。此家を内裡のことく造りて住せたまつりける家  
を。宮なとらせ給ひにければ。寺になしたるを竹葉寺といふ  
なり。

◎實相寺貞女家

實相寺は。三田臺町四拾四番地に在り。寂照山と號し。知恩院

の末寺なり。當寺に貞女塚と稱する墓ありて。其の名高し。墓面には念譽愛正信女貞享四年丁卯十二月十二日と刻せり。これは靈巖島東渡町に住みて伊勢屋某の娘よしといふ者にて。家に在りし時。父母に孝あり。後高輪なる村田伊右衛門に嫁して。貞操あり。不幸にして早く夫を喪ふ。父母再嫁を勸むること頗りなりしかば。竊かに決する所ありて食を減し。其の年十二月病に臥し。遂に食を断ちて死す。辭世の歌に云。紅葉するなへての霜の後までも松の操の色はかへせし。風調未だ整はずと雖も。其の貞操の意見るに堪たり。

●三田臺裏町

◎位 置

三田臺裏町は。三田臺町一丁目に連りて。其の南位に在り。東は同二丁目に對し。西南の二方は三田松阪町に沿ひたり道路は其の南東を拂して三田市街の一隅に當れり。番地は一番地より二十二番地に至る。

◎町名の起原

三田臺裏町は。明治五年三田北代地の一部に。近傍の寺地を併合し。三田臺町の側面に當るを以て此名を附せり。

●魚籃觀世音

魚籃觀世音は。三田臺裏町拾九番地淨閑寺に在り。同寺は三田山と號す。世に魚籃寺と通稱す。淨土宗にして知恩院末なり。開山を法譽上人といふ。

魚籃觀世音は。唐土傳來の立像にして。長け六寸有餘。其の面相唐女の如く。右手に魚籃を提げ。左手に天衣を持てり。縁起に云。唐の元和の頃。金沙灘(砂子に金舎檀に作る)といふ所に。一人の美女來り。籃を提げて魚をひさく。土人其の容の凡ならずして殊に艶美なるを見て之を戀ふ。女の曰く。此經を一

日におほえたらむ者に従ふへしと。乃ち觀音經を與ふ。土人皆之を誦するを得たり。因て更に法華經を授く。衆誦するを得ず。馬氏といへる者獨り之をよくす。是に於て約の如く妻となりて其の家に入る。此夜美女は俄かに死せり。馬氏哀悼に堪へず。之を茶毘に附す。翌日老翁來りて此女を問ふ。馬氏告るに故を以てす。翁云。我は女の父なり。其の跡を検すべしと。相携て行くに。灰中悉く舍利なり。時に翁又云。かの女は觀音の化身にして。我も亦菩薩の分身なりと。忽然としてうせぬ。馬氏即ち法に入りて悟り。其の容を摸して魚籃觀世音と號す。爰に開山法譽上人。肥前國長崎に遊化せし時。異夢の告あり。一老婦より此像を附與せらる。因て元和三年豊前國中津に淨舎を假設し。魚籃院と號す。後ち之を負て武藏に來り。寛永七年三田の傍に一字を建て安置す。既にして其の弟子稱譽上人。地の狹隘を嘆し。承應元年今の地に移轉せしといふ。

●三田老増町

◎位 置

三田老増町は。白金志田町と白金三光町の間介在せる小市街にして殆ひと三角形を成せり而して道路其の四方を環れり。番地は一番地より十一地に至る。

◎町名の起原

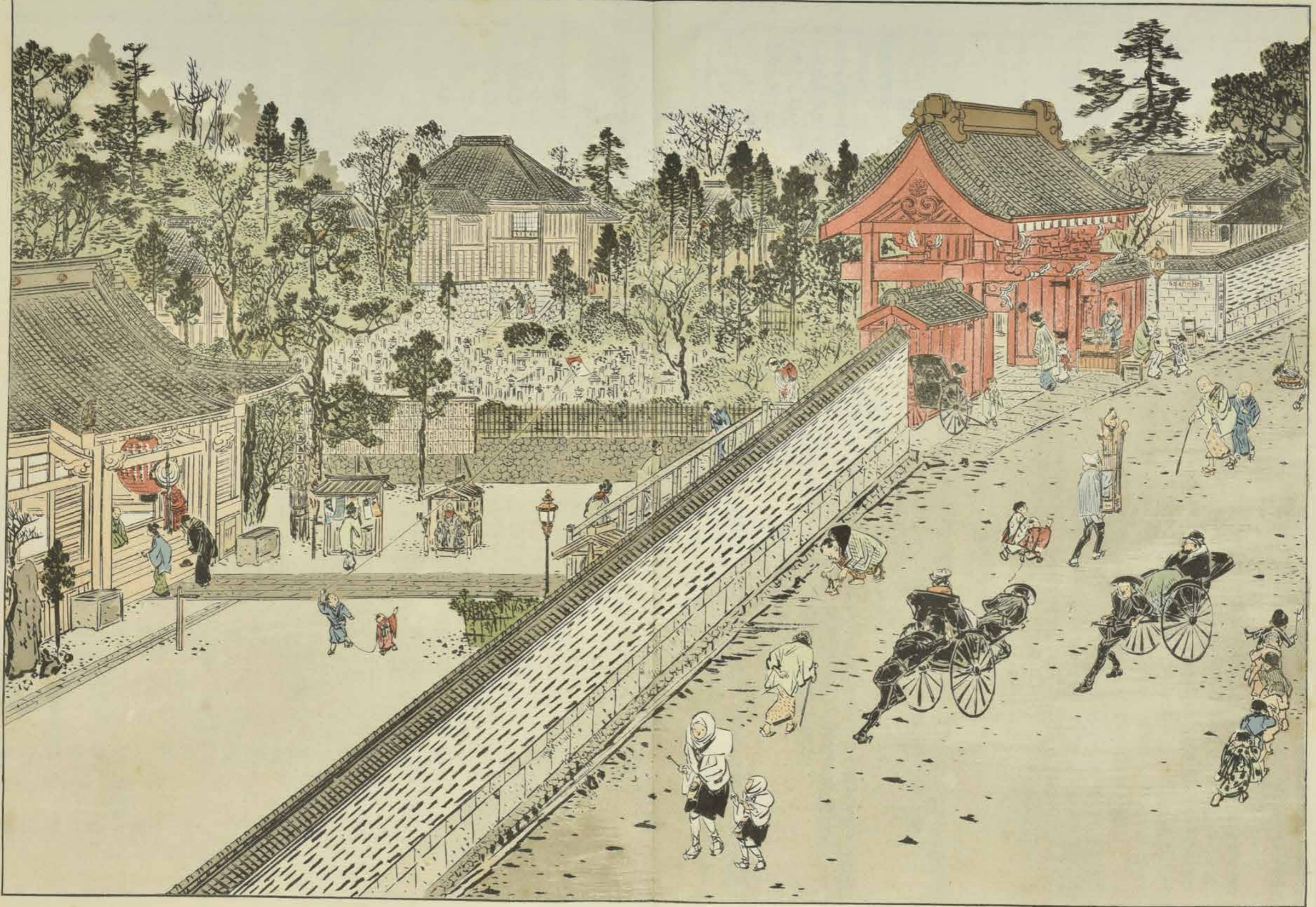
三田老増町は。ひかし三田村の内なりしが。寶永年間之を開設して市街地と爲し。名主老沼源次、増島總左衛門の兩支配なるを以て。各氏名の一字を採りて此稱を附せり。

●三田君塚町

◎位 置

三田君塚町は。高輪西臺町の南に在りて。二本榎町と白金丹波町とに面し。西は白金三光町の一部に接し。其の東角は高輪臺

三田山魚藍寺の圖



三田山魚藍寺の圖

町に對せり。番地は一番地より二十一番地に至る。

◎町名の起原沿革

三田君塚町は。もと三田南代地町、三田臺町二丁目の放れ地を併合し。明治二年に改稱せしなり。此地は三田と離隔し居れども。當時其の代地等にてありしを以て。猶ほ三田の稱を冒し。從來放れ地の方を里俗に君塚町と唱へ來りしに因り。改めて之を分稱と爲したり。君塚といへる人など居りし故にや。

●天神阪 葭見阪

天神阪は。當町の南より白金臺町の方に下る阪をいふ。むかし此邊に菅原公の神祠ありしを以て名く。葭見阪は當町の西側を北に下る阪をいふ。こはむかし白金村の畑地は一望の葭原なりとを眺望せしとの故を以て稱したりといへり。

●三田近傍の諸寺院

三田より伊皿子并に車町に至るの間。寺院甚だ多く。毎町に掲ぐるは煩雜に渉るを以て。今一併に列記し。讀者の便覽に供す尙ほ或は遺漏せる者もあるべし。

龍原寺	永昌山	淨土宗	三田小山町一五
長久寺	法運山	法華宗	同 二一
永隆寺	廣布山	同	同 二六
當光寺	綱生山	眞宗	同 二九
教誓寺	常祐山	法華宗	同 三二
圓徳寺			同 三八
蓮乘寺			三田三丁目四
春林寺	三木山	同	同 四丁目一
長運寺	西方三十三番札所觀音第十四番堂内に關魔あり	同	同 一六
妙圓寺			三田功運町九

來福院	龍谷山	禪宗	同	二二
功運寺	西蓮寺	眞宗	同	二四
大松寺	黃鶴山	淨土宗	三田北寺町一	六
西藏院	藤瀧山	天台宗	同	九
長延寺	大元山	眞言宗	同	一三
寶生院	龍淵山	同	同	一七
大聖院	高島山	同	同	二一
佛乘院	外長山	天台宗	三田南寺町三	四
幸福寺	雲晴山	淨土宗	同	七
願海寺	虎嶽山	禪宗	同	一〇
眞林寺	桃源山	同	同	一二
明德寺	平田山	同	同	二〇
常林寺	同	同	同	二二
仙翁寺	同	同	同	二二
正覺院	同	同	同	二五
玉鳳寺	同	同	同	三一
西方三十三番札所第十六番	同	同	同	三三
南臺寺	高峯山	同	同	三三
眞藏院	天昌山	禪宗	同	三六
清久寺	普門山	同	同	三八
慈眼寺	廓然山	淨土宗	三田豐岡町一八	二一
林泉寺	五大山	眞宗	同	二二
明王院	金洞山	淨土宗	同	二三
隨應寺	月照山	淨土宗	同	三〇
稱讚寺	壽命山	同	同	三三
長松寺	同	同	同	三八



●風俗畫報臨時增刊

新撰東京名所圖會

各一冊三付  
定價 金十二錢  
郵稅 金一錢

- 上野公園 上下 全二冊
- 淺草公園 上中下 全三冊
- 芝公園 上中下 全三冊
- 麴町愛宕清水谷公園 全一冊
- 深川公園 全一冊
- 湯島、根津、白山、王子、高田坂本、日比谷、道灌山、飛鳥山公園 全一冊
- 隅田堤 上中下 全三冊
- 東京總說並内廓之部 全一冊
- 麴町區 上中下 全四冊
- 神田區 上中下 全五冊
- 日本橋區 上中下 全四冊
- 京橋區 上中下 全三冊
- 芝區 上中下 全二冊

教科書之部

文部省檢定濟○大橋雅彦先生著書  
●小本朝習畫帖 尋常科 全八冊  
一冊定價 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

●本朝習畫帖 高等科 全八冊  
一冊定價 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

●邦畫帖 中學科 一、二、三、四 全四冊  
一冊定價 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

●玉泉習畫帖 中學科 麟、鳳、龜、龍 全四冊  
一冊定價 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

●玉泉習畫帖 中學科 (初歩) 上、下 全二冊  
一冊定價 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

●栖鳳習畫帖 中學科 一、二、三、四 全四冊  
一冊定價 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百

●學習用白地圖 全六葉  
定價 一、二、三、四、五、六、七、八、九、十、十一、十二、十三、十四、十五、十六、十七、十八、十九、二十、二十一、二十二、二十三、二十四、二十五、二十六、二十七、二十八、二十九、三十、三十一、三十二、三十三、三十四、三十五、三十六、三十七、三十八、三十九、四十、四十一、四十二、四十三、四十四、四十五、四十六、四十七、四十八、四十九、五十、五十一、五十二、五十三、五十四、五十五、五十六、五十七、五十八、五十九、六十、六十一、六十二、六十三、六十四、六十五、六十六、六十七、六十八、六十九、七十、七十一、七十二、七十三、七十四、七十五、七十六、七十七、七十八、七十九、八十、八十一、八十二、八十三、八十四、八十五、八十六、八十七、八十八、八十九、九十、九十一、九十二、九十三、九十四、九十五、九十六、九十七、九十八、九十九、一百



文學士上田敏氏新著

詩聖ダンテ

全一冊 定價八拾錢

菊裝美紙三紙近來百著述  
釘版 麗數頁の

花圃女史三宅龍子氏著

もとのしづく

全二冊

定價各六拾錢づゝ、郵稅六錢づゝ、

贈正五位野村望東尼

は類ひ稀なる女史夫なりき曾て國事を憂ひ高杉晋作平野國臣等諸氏と交通淺からず時に罪を得て遠謫せらるる本書は尼に縁故深き三宅花圃女史が流麗艶研の才筆を以て尼が生涯をものせし上に尼の遺著を以つてす字々血涙寒夜繻くに堪へず殊に今般恐れ多くも

皇后宮陛下東宮妃殿下及び閑院宮妃殿下へ献納  
濟となり製本も十分出  
來せり陸總御購求を仰

横井時冬氏著

日本繪畫史

全一冊 定價七拾錢 郵稅八錢

(附)各時代名家肖像其他代表畫凡て拾四面挿入  
本邦繪畫史は本書を以て嚆矢とす況や繪畫の由來結果を科學的に祖述し各章下に多くの系譜を添へ一目にして史的觀察を一層明瞭ならしむる者は本書を除きて未だ他にあらざるなり世の所謂美術を論評し繪畫を玩索せらるる諸士は勿論歴史家考古家園藝家詩人歌人茶人骨董家は夫に一讀すべき價值ありとす乞ふ陸續購讀あらんことを

●全世界 衛生御化粧用  
 無比 定價一個五錢 三箇箱入金一圓 ●小形一個廿錢 ●三箇箱入金五錢 郵券代用不苦候。但送費大形一個四錢 一個小形二錢に郵座候



此石鹸はリスリンを基とし、他種を皮膚を潤滑ならしむる特効劑を配伍したるものなれば如何に肌理粗き御方にも常に是を御用ひ玉へば自然に艶美なる玉の肌を成らせ給ふ事受合なり殊に多量の眞正馨香を含有するを以て復使用後及び匂ひ袋の御不用を感ずることは一皮御試みの諸君の熟知せらるゝ處也右三個函は體裁頗る美麗なれば貴顯紳士諸夫人令嬢方へ御進物候

新製リスリン紙石鹸  
 本品は前記リスリン石鹸の紙製にして其品質功用等はリスリン石鹸に少しも異なる事なく芳香最優美にして皮膚を艶美ならしむるに携帶簡便にして旅行は勿論常に懐中なし玉は匂ひ袋の兼用をなす衛生經濟共に至たき重寶品なり一錢以上箱入進物に適合す

○歐米各國有名なる諸會社製造の高等石鹸香水香油白粉カシメチツク。齒磨其他あらゆる御化粧品類新荷洋山輸入仕居候に付多少に不拘弊店製品と共に御用向被仰付度伏而奉希上候

東京銀座一丁目一ツやふきん本舖  
 電話號碼四一七二

發賣元 (電話號碼四一七二) 佐々木玄兵衛

○全國各地到る所の藥舖和洋小間物店に有之候間御最寄取次所にて御求めを乞ふ

廣 告

廣 告

人體解剖圖

本圖は川崎典民氏英國以丁堡府ジョンストン氏の圖に據り更に訂正を加へて精確に調製し人體中の系統機關の形狀位置等を示したる者なり今や世運日に開け月に進み生理を究め養生を講ずるの諸子漸次多きを加へ來れば此圖の如き最も必要の具たり別に圖解二冊を添へたれば其の名稱等を知るに於て甚た便利なり公私立學校及醫學學生は勿論衛生家は必らず之を窺ふて坐右に備へざるべからず。

著色中乙二幅定價金四圓五拾錢  
 圖解中乙二冊定價金貳拾錢

發行所

東京神田區通 新石町三番地 (電話本局 九百七十番)

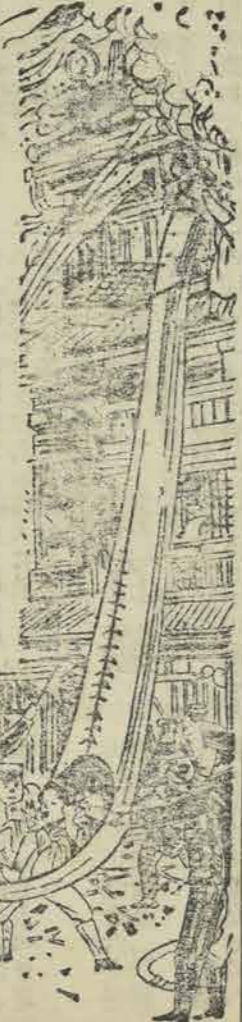
東陽堂支店

夜窓鬼談

石川鴻齋先生著  
 夜窓鬼談は碩儒鴻齋翁の快筆を以て數多の怪談鬼話を蒐めたるものにして毎項諷諷を以て骨髓とし怪談を藉りて皮相としたるものなれば世教を益すること實に尠少に非ず圖書は平福穂庵、松本楓湖、小林永濯、久保田米徳諸先生の尤も意匠を凝せるを弊堂得意の石版に上せ最精巧に印刷したれば君子貴女諸君が明窓淨几の間に伴ふて臥遊の友とするに足るべし

上全二冊 紙摺唐本仕立 頗美本 正價 金壹圓三十錢  
 送料 小包二百匁迄

火災 救命袋



此救命袋は圖の如き火災に際し階上に在りて火煙に包まれ逃げ道を失ひ無慘なる災害に陥らんとするを救助するの一大要具なり其使用法は頗る輕便且地質堅固にして身體に少しも痛症を與へず誠に安全に九死中の一生を得せしむると神の如し此救命袋は人命救助のみに止まらず家具等も破損せしめず火災を逃がるゝとを得せしむる其名の如し然は諸官廳諸會社銀行學校病院勸工場貸座敷旅館劇場席亭料理店等の二階建以上の高層家屋所有の人士速に一具を備へ以て萬一の災厄に際し此器により自他の生命財産を完ふせられんとす

發賣元 堺段通敷物問屋 東京市日本橋區 新橋町十番地 (電話浪花 四七一)

日高屋商店

寫眞器



▲寫眞術大流行 寫眞術は最近の流行するものなり其用途は廣く且其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術開業 寫眞術の開業は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の材料 寫眞術の材料は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の修理 寫眞術の修理は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の発展 寫眞術の発展は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の普及 寫眞術の普及は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の指導 寫眞術の指導は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の材料 寫眞術の材料は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の修理 寫眞術の修理は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の発展 寫眞術の発展は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の普及 寫眞術の普及は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

▲寫眞術の指導 寫眞術の指導は、最近の流行するものなり其利益は莫大なり今我が國に寫眞術が流行するに至るは實に喜ばしき事なり本館は寫眞術の普及を期し、各種の寫眞器を輸入し、其構造を説明し、其用法を指導し、其材料を供給し、其修理を承當し、其発展を期す。凡そ寫眞術に關するものは、本館に問はずしては可からず。

東京寫眞館

町館旅道成劃區田神市京東





